

第13回 100条調査特別委員会

日 時	令和5年2月7日（火）			午前10時00分 開会
				午後 5時25分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦			
欠席委員	—			
オブザーバ ー	議長 石 川 修			
	副議長 佐々木 一弥			
証 人	宮 下 善 則 中 村 修 一			
弁 護 士	井 花 正 伸			
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆 議 会 事 務 局 次 長 熊 野 正 章 議 会 事 務 局 参 事 高 橋 藤 憲 議 会 事 務 局 次 長 補 佐 宮 澤 泰 徳			

開会 午前10時00分

- 委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第13回100条調査特別委員会を開会いたします。
早速ですけれども、さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。
鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。
なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。
では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。
100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。
報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますが、報道機関によるカメラ撮影につきましては、証人喚問を行う場合は、証人が証言しやすくするための環境づくりに努める必要がございます。つきましては、協議事項の後、証人喚問となりましたら、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

堀田哲三氏から、不出頭申出書が提出されておりますので、これを読み上げます。

不出頭申出書。

令和5年2月6日。鯖江市議会議長、石川 修殿。

住所、_____。

氏名、堀田哲三。

令和5年2月7日開催の100条調査特別委員会への出席請求がありましたが、次の理由により出頭できないことを申し出ます。

身内の葬儀のため。

以上のおり、堀田哲三氏からの不出頭申出については、親族の葬儀であり、一般的に不出頭の際の正当な理由であると判断されていることから、受理すべきと考えられますが、これにつきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。
それでは、堀田哲三氏から提出された不出頭申出書について採決いたします。
不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、堀田哲三氏から提出された不出頭申出書については、不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに決しました。

では次に、証人喚問を行います。

先ほども申しあげましたとおり、証人喚問につきましては、証人が証言しやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。

本日1人目の証人であります宮下善則氏に対し事前に確認いたしましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては、やめていただきたいとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手多数であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。この後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思っております。ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただきますことでもありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○証人（宮下善則君） 入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

宮下善則氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のための御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合

には、これを拒むことができることになっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。

○証人(宮下善則君) 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月7日。宮下善則。

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言をいただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証

言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、宮下善則氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることにいたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは宮下善則さんですか。

○証人（宮下善則君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人（宮下善則君） はい、間違いございません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。宮下善則氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、私のほうからやらせていただきます。

まず、この事の発端となったことを説明いたしたいと思います。

入札における令和3年12月2日からの事業中断と内部調査の原因について、状況をまず説明した上で、お聞きいたします。

証人は、入札公告の発表令和3年10月18日前の9月15日に鯖江市選出の組合議員に対して、入札公告がほぼ固まったのでということで説明を行っております。その後、9月22日に焼却場の債務負担行為の臨時議会のため、鯖江市選出の議員に対する説明会があり、そのときには、入札公告に対する説明は概要の資料提出のみでほぼ行っておりません。その後、10月4日午前に石川議長に対して最終の入札公告が出来上がりましたということで公告を持参し、その席上で議長のほうから9月15日の説明から修正箇所を尋ねられましたが、特にないということで、宮下局長に対して鯖江市の議会事務局に公告を設置した上で、いつでも御覧くださいと議員に対して連絡するようにと指示が出されました。ちなみに、設置された公告は、後日確認したところ、案のついたもので、様式集もついておらず、最後のものではありませんでした。この日の午後より越前町の組合選出の議員に対して議案の説明に行くとのことでしたので、議長のほうから、広告の説明を行った上で、町の事務局に公告を設置することを議員に伝え、いつでも見られるようにしておくようにと指示がされました。このことは同席した鯖江市の議会事務局職員も証言しております。このような状況の中で、10月12日に組合臨時会が開かれており、賛成多数で債務負担行為が可決されております。ところが、11月26日の入札参加締切りで1社しかなかったことが分かった11月29日に、鯖江市の組合議員のほうから局長に対して入札公告を見ていない、何か改ざんがされたという話が出ているという指摘があり、宮下局長は、議長のところまで止まっていると説明をし、その発言を知った議長に呼び出

され、状況を尋ねられ、鯖江市の事務局に公告が置いてあったが、議長に連絡はしていないということが発覚いたしました。その席上で、越前町に対してはどうなっているのかを尋ねられ、議員に対して説明を行ったが、議員のほうから見せたが、公告は要らないと言われたから置いてきていないということを説明されました。議長がすぐに越前町議会に尋ねたところ、説明はほぼ受けていないし、公告の書類は見たこともない、自分たちは議員になったばかりだから、そういう資料は要らないなんて言うはずはないと返答がありました。すぐに宮下局長を呼び戻し、副市長同席の下、このことについて問いただすと、うその証言をしていたことが分かり、何か不正があるのか、このままではこの入札を進めることには問題があるということで、12月2日に事業の中断および内部調査になったのが事の経緯でございます。

まず最初に、なぜこのような不可解な行動を取ったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○証人（宮下善則君） 議長に対する説明不足、また、議長に対して大変失礼な形になってしまったのは、私の不徳の致すところだと深く反省しております。

先ほど委員長からお話があったとおり、議長と面談をする際には、私だけではなくて、うちの事務局の課長等も一緒に話を聞いております。その中で、議長から御指示を受けたことについては、私のみならず、議会の事務局、職員さんも一緒に聞いてらしたと思いますけれども、ほかの課長もその旨はきちんと聞いていたことと思っております。

私としましては、その点につきまして、課長のほうにちゃんと指示をして、議長の言われたとおりに各事務局、越前町の町の議会等に公告書類の一式について、置くようにというふうに指示をしたつもりでございました。この公告する書類といいますのは、かなりの分量がございます。特に、要求水準書という、いわゆる仕様書につきましては、300ページ、400ページあるようなものでございまして、その中身についての説明ということにつきましては、鯖江市の議員さんにつきましても、その詳細について御説明をさせていただいたことはありませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） よろしいです。

公告が、分厚いというものであったということですね。

○証人（宮下善則君） いや、そういうことではありません。公告する書類の種類といいますのは、多数にわたります。その中の入札説明書とか、落札の説明書とかいろいろなものがございます。数にして様式集まで入れると十何種類ぐらいあったかと思えます。その全てについての説明というのはなかなかできるものではございませんので、説明に関しては、入札説明書を中心に議員各位には説明をさせていただいたつもりでおります。以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） また、個々に質問させていただきます。

公告について、10月4日に最終のものということで議長のところに持参したわけですが、その後、公告の公表の10月18日ぎりぎりまで修正がなされておりました。本来、議長に対して最終として持ってきておきながら、そして10月12日の議決を求めた後に変

更が行われたのなら、議会に対しての説明責任があると思いますが、それをなぜしなかったんでしょうか。

○証人（宮下善則君） 議長のところ到最后的に持って上がったときもそうでしたけども、まだ完全に出来上がっているというような状況ではなかったことははっきりしております。というのも、文章の校正等がまだ残っておりましたので、それらにつきましては、お断りをしたつもりでおります。議会の中におきましても、その旨は、ちゃんと説明させていただいたつもりでおります。といいますのも、なかなか言葉というのは難しいところがございますので、最後の最後までそのあたり校正をかけたということで、最終的なものということは本当に10月18日でしたか、公表する直前までやっていたというところがございます。そのあたりについては、選定委員会の委員長様にもお話をさせていただいて、一応、委員長一任というような形で進めさせていただいておりましたので、委員長様のほうにもそのあたり、職員を通じて説明をさせていただいたというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） では、修正についてお聞きしますけれども、修正については、事業の内容に関わるような大きなものについては、最終の決裁権は誰にあるのでしょうか。

○証人（宮下善則君） 最終、本市につきましては、8月の議会、それから10月に臨時議会を開いていただきまして、一応、うちのほうも一生懸命やったつもりでいますけれども、8月の議会までには間に合わなかったということで、2か月ほど時間をいただきまして、10月やったと思うんですけど、臨時議会を開いていただいたというところですけども、そこら辺までには何とかしたいというような形で進めてまいりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、聞いているのは、最終の決裁権っていいですか、変わったときの、こういった部分については局長にあったということですか。

○証人（宮下善則君） 決裁といいますか、事務的なことと言いますれば、一応、管理者までは通ってございます。

○委員長（丹尾廣樹君） では、具体的にお聞きすることにしますが、職員に示されたその期間の変更箇所の中で、大きなものとして定量化限度額の設定、それから地元貢献について、それから入札参加者の構成についてなどがあったと思いますが、これは誰の指示により行われたものでしょうか。

○証人（宮下善則君） これは、構成する中におきまして、事務局のほうでもマニュアル集みたいなのがございまして、その中から選択するような形で地元企業にとって一番いいような形になるようなものを選択して案として副管理者、管理者のほうにも御相談させていただいたかと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） この変更については、入札においても大きな意味を持つものがございます。実施方針が公表された8月10日以降に変更されたものであります。9月10日に公表された実施方針に対する質問、意見の回答がありましたね。そのときに、8月10日に実施方針を出されて、それに対しての意見とかあったと思いますが、質問、意

見を受けるということがあったと思いますけれども、定量化限度額について意見が出されているだけで、ほかの地元貢献や入札参加者の構成などについては、何も記載されていないかと思います。報告書にはそうなっています。入札参加予定者にすれば、実施方針は8月10日から入札公告、10月18日までですね。2か月と1週間ですが、この9月10日の質問の回答しか公表とか、皆さんには知ることがなかったと思うんです。その間に行われた変更は知るすべがなかったのではないかと。当然、実施方針のとおりいくものでして捉えるのが普通ではないかなと思うんです。そのことを考えると、こういった入札自体に大きな影響を与える事項は、公告前に具体的修正内容や考え方の公表を行うべきと捉えますが、なぜそういうような公表がなかったのでしょうか。

○証人（宮下善則君） マイナスに働くようであれば、それは当然、御報告も必要かと思えますけれども、今回の場合は、地元企業、それから入札に参加されるメーカーさんに対してもマイナスの面ということにはなかったというふうに思っております。ただ、詳細につきましては、なかなかちょっと私ももう間が空いてしまったんであれなんですけれども、細かいことについては、ちょっと定かではございませんけれども、私ども事務局として考えたのは、取りあえず数多くのメーカーさんに入札に参加していただきたいと。それと、地元の企業のほうに、そういうJVの参加者とか構成になるとかそういうことについて、不利にならないような形で、どういう形がいいかということを中心に考えてやってきておりますので、そのあたり、副管理者とかそういうところとは御相談させていただきながらやってはきておりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 12月8日に議長のところコンサルが訪ねて来られて、その席でコンサルに確認されたこととして聞いておるわけですが、この入札公告間際の変更というのは、組合からの強い意見があって、コンサルとしては実施方針を公表した後に、このような大きな変更はしないのが普通というふうに考えていたと。今回のようなことはあまりないとのことを言っていました。

また、変更については、内部協議で決められてもいましたと言われておりましたが、この内部協議とは、誰が出席されているようなものがあつたわけですか。

○証人（宮下善則君） 内部協議っていいですか、組合の中での内部協議ということでしょうかね。委員会としては、構成する市町、越前町の職員さんなり副町長さんなりも含めての委員会もございましたので、その中では、そういう事、細かいことにつきましても協議させていただいたというふうに認識しております。

○委員長（丹尾廣樹君） 選定委員会の奥村委員長を御存じですね。

○証人（宮下善則君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員長もこの変更については、それまで積み上げてきた公告自体の根底が変わることもあり、9月21日の委員会終了後の委員長一任の範囲、9月21日が3回目の選定委員会ありましたので、それ以降10月18日、第4回はもっと12月ぐらいですから、もうその間に委員会は開けないということで、最終的な10月18日の公告までは委員長に一任するというような委員会の決議があつたようでございます。この中

で、委員長はそれを受けて、そういうような委員長が一任されるというような立場だったと思うんですけども、委員長自身もですね、委員長一任の範囲を超えるものというような評価があるようなことがあって、委員会にて諮り直すべき事項であったとの見解を示されております。

これは先ほど言った3つのことだろうと思いますけども、ただ、入札公告の日に違いがあるので、お願いしたいというようなことで組合のほうから言われたもんで認めざるを得なかったと、まあ、こういう証言も委員長さんから出てきております。

なぜ、このような公告間際に大きな修正というんですか、そういったものがあつたのかなということ、この大きな修正というのは記憶にございますか。

○証人（宮下善則君） まず、委員長がどういうふうな感覚を持っておられたのかというのは、ちょっと私直接お話をさせていただいておるわけではないのでなんですけれども、私どもとしては、委員長一任という形で議会のほうにも御了解いただいておりますので、先ほども言いましたけども、もう本当に10月18日、17日まで中身の精査をしていたというような段階でございますので、その点について、委員長のほうにはその旨、一任を取り付けるという形での説明は、当然させていただいているものというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、この奥村委員長のところに、10月18日入札公告が公表されるというような、その前に最終的に9月21日に最終の選定委員会があつたわけですけども、それから、その間のやつを最終的に10月14日、変更の説明に大事な部分も併せて言っているはずなんです、変更があつたの。その当時の組合の責任者である証人は、当然これは、局長さんというか当然行かれていますよね。

○証人（宮下善則君） 私は行っていません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですか、どなたが行かれたか記憶にないですか。

○証人（宮下善則君） うちの職員が行っているんやと思いますけど。

○委員長（丹尾廣樹君） 一つ確認しますけれども、委員会における委員長のシナリオというのがありますね。委員会を運営するために、私も手元にありますけれども、こういったものがあつたと思うんですけども、組合がこれも作成されると思うんですが、管理者および副管理者に、これは事前確認というのはしているもんなんですか。

○証人（宮下善則君） いろいろな委員会につきましては、一応、コンサルがついておりますので、コンサルが作成したものをそのまま利用させていただいているというところですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 選定委員会のこのシナリオも、コンサルが作るということですか。

○証人（宮下善則君） 一応、コンサルがついておりますので、コンサルの今までの経験等を基にしたもので、シナリオをある程度作ってもらいます。これが全て右から左というわけではございませんけれども、大本はコンサルのほうで作成してもらっています。

○委員長（丹尾廣樹君） それで一応、管理者とか副管理者は、チェックというんですか、

確認はされている。

○証人（宮下善則君） そこまでのチェックはお願いしていません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですか。

では、個別にお聞きしますけれども、定量化限度額という部分について、ちょっとお聞きしたいと思えますけれども。当初より、事務局としては、非価格的要素に期待指数、特に入札価格ですね、経済性に重点を置いていたと思うんですね。価格の低減に期待することだからということで、定量化限度額を設けないこととすようになっておりましたね。ただ、定量化限度額につきましては、9月21日の委員会で触れられていましたけれども、大きな変更として設定しますと説明されております。

しかし、その前に開かれた9月15日の議員説明の資料においては、委員会の審議の前に既に設定することに変更されておりました。これは、なぜでしょうか。

○証人（宮下善則君） ちょっとそのあたりにつきまして、定量化のそのあたりについては、ちょっと記憶にないんですけども、取りあえずは……、もう、あの、ちょっとそのあたりの言葉についても申し訳ございません、定かではありません。

○委員長（丹尾廣樹君） この定量化限度額というのは、入札価格の根本的などころですね。どういう思想で、それを受けるかというような、根本的などころになっているので、非常に重要な変更だと思うんです。これが、前後するような、説明というか、選定委員会の前に、そういうことが出てたという部分についても、ちょっと不思議だなということで、お聞きしたわけです。

○証人（宮下善則君） 選定委員会の前に出ていたというのは、うちの中での……。

○委員長（丹尾廣樹君） 決定があったということやね。

○証人（宮下善則君） うちの中っていいますのは、組合の中でということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） その後、選定委員会です承を得るということですけども。

○証人（宮下善則君） それは、選定委員会に上げる過程では、当然そういう形にはなると思うんです。組合の中で意思決定をした上で、組合とありますが、事務局ですけども。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、これ今、言っているのは議会の資料で。その点については御存じないということですか。記憶にないということですか。

○証人（宮下善則君） ちょっと記憶は……、はい。

○委員長（丹尾廣樹君） このことについて、9月10日の実施方針の質問に対する回答の中で、意見として定量化限度額の設定を求める意見が、この中で出ているんですね。しかし、回答としては、何も明記されておられません。これは、意見としてなっていましたね。コンサルは、当初から定量化限度額の設定を進言していたそうですけれども、設定しないという組合側の考えがあったので、この意見については、コンサルとしては関与していないとのことでした。この意見の提出者については、個別名称は出せないでしょうけれども、いわゆる実施方針の後の提案とか、質疑ですね、そういった部分を一般のところから取ったわけですけども、この入札者側、個別名称は出せないでしょうけど、委員からであったのか、それとも入札参加者側からの意見だったのか。どっちだったと

思いますかね。これについては、もうはっきり様式1というような形で出した、所属から何から、そういうお名前も電話番号まできちんと書かれた上での質問とか、それから意見というような形で、広く皆さんの意見を取ったわけですけども、組合事務局として、これについてのちょっと今、お話ですけども、思い出せませんか。

○証人（宮下善則君） 実施方針の段階でのお話ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。その実施方針の中身を質問できるという機会ですね。一般とか、その……

○証人（宮下善則君） 実施方針の中で、今言われた定量化なんていう言葉は、実施方針の中にありましたか……

○委員長（丹尾廣樹君） いや、実施方針の中にはなかったと思います。

○証人（宮下善則君） そこまでは出してなかったというふうに思うんですけど。

○委員長（丹尾廣樹君） こういう意見がここに出ていたということについては、覚えていませんか。

○証人（宮下善則君） 実施方針というのは、8月に出した分ですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね、8月10日に実施方針を出された。

○証人（宮下善則君） そうすると、その後……

○委員長（丹尾廣樹君） 9月10日に、いわゆる皆さんからした質問とか、意見についての、こういうようなことでありましたという公表を行ったわけですね。そこで、やはり入札のいろんな形に関心を持つ方が、それに参加されたんやろうと思うし、また、それについての御意見とか質問については、非常に関心を持っていたと思うんですね。

これは、いろんな形での回答がそこに出されることがあればですね、やっぱりそれを公式の話として受けるような形になるかと思えますけども、こういう意見があったというのは、忘れませんか。

○証人（宮下善則君） ちょっと私、今、頭の中で大分混乱しているんですけども、実施方針で多分その段階ではその落札関係の書類の部分にも該当するところだと思うんですけども、そこらについては、まだ審議が十分になされているような状況ではまだなかった時期ではなかったかなというふうに思います。申し訳ございません。そのあたり、頭の中がちょっと今混乱しております。

○委員長（丹尾廣樹君） 非常に、これの後ですかね、そういった部分で変わったのかなというように時期、タイミングではあったんで、そういうような意見が、多分、業者の方からだろうと思うんですけども、そういった部分が出ていた意見がありました。

それでは、次に行きますけども、設計額については180億円と基本的にはメーカーからの見積りが出てきた段階で、高過ぎということになりまして、要求水準書を作成する過程において、メーカーとも交渉を重ね、最終的に132億円で組まれたわけですが、これを裏づけとしては、ある程度、メーカー側に金額的部分を聞かないとできないと思えますけど、実際聞いていたんですか。

○証人（宮下善則君） 最終的に180と、今数字が出ましたけれども、それにつきまして

は、メーカー側からの数字、見積りっていいですか、の金額になっております。

今、委員長おっしゃるとおり高過ぎるといふ批判をいただいた中で、結局、事務局が取れる方法としましては、事務局のほうで設計を組むわけではございませんので、全国的な価格を参考にしまして、その平均値を取るなりの数字で金額を収めたところだったと思います。うちのほうで設計したとか、金額をメーカーのほうから新たに取ったとか、そういうことはございませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） この定量化限度額を設定しているか、いないか、これは価格要素点数40点の評価の在り方に大きく関わるものでございます。入札参加者としては、入札額に大きな影響を与えるものであり、地元貢献の評価にも関わるようになってきますね。ちなみに、入札価格において、要求水準書などメーカー側との見積りや下交渉があり、ある程度の金額が見えてきた中で、入札価格の点数評価の在り方を変えるということになりますので、どちらかに優位に働くことにつながる変更にもなり得ることにはならないかなと心配であります。

証人は、議会や委員会の説明において、設計額の132億円に対して入札になれば、うまくいけば80%ぐらいまで下がるというような発言をされていますが、覚えていらっしゃいますか。

○証人（宮下善則君） 132億円まで落とした段階で、8割ぐらい落ちるといふことはまづないというふうに……

○委員長（丹尾廣樹君） ないですか。

○証人（宮下善則君） ですから、そういうことは言っていないと。180億円の見積りの段階では、それはあくまで見積りですので、どこに行っても、ほかのところでも大体8割ぐらいには収まるというようなことは、実例としてございました。ただ、132億円まで落としたといふのは、事務局のほうで、実勢価格等を調査して計算した数字であって、今の広域衛生施設組合が置かれている立場、あの狭い場所において、今の施設を動かしながらやるという特殊事情等を考えると、なかなか全国の同じような規模の実施価格では収まり切れないのではないかといふのは、常に不安としてございました。

ちょっとあえて言わせていただきますと、その段階で、先ほど言った200ページ、300ほどあります要求水準書、いわゆる仕様書ですけども、その中身につきまして、とにかく、材料の質を落とすとか、そういう形でこの132億円に収まるような見積り、といふか設計をしていただけるような書類作りに奔走していたといふようなことです。

○委員長（丹尾廣樹君） 実質的に132億円という部分につきましては、組合員のほうから、当時の状況です、まだ高いなといふような声が出たときに、局長からそういう話を聞いたという議員が結構おられるので、ああそうなのかと私はそういうふう感じたわけですけども、もしですね、これ知らなくて行ったのであれば、想像とか、虚偽説明とかこういうような形になるわけですけども、宮下証人の場合、主要なるその筋のベテランでありますので、そんな簡単にそういう金額を言うといふふうには捉えていませんので、そんなことがあったのかなといふようなことで、前段の部分、今の状況を勘案

しますと、いろんな値上げ時期ではありますけども、その当時は、当初の114億円とかそういう金額も頭の中にあった組合員さんというのも多かったわけですから、局長のそういう言葉に対して、十分心証を得たというのですか、そういう部分もあったのではないかなと、こんなふうに思うんですけれども、覚えていらっしゃらないということですね。

○証人（宮下善則君） この132億円という数字が出た段階で8割落ちますということについては、ちょっと記憶はございません。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。

では、地元貢献についてお聞きしますけれども、9月21日の委員会において、非価格要素である地元貢献の点数が、6点から8点に変更されたんです。項目も追加されて3点と5点に分かれて、5点部分においては非定量化のはずが定量化というんですか、それに変更されておるんです。この点数部分について、入札参加業者は、それ以前よりこういったことを知っていたんでしょうか。

○証人（宮下善則君） ちょっとその点数の中身について、どうのこうのという詳しいことはちょっと定かではございませんけど、その数字、この評価の点数ですね、変更とか何とかというのは確かに組合の中で議論をしておりました。といいますのも、先ほどの話の流れになりますけども、かなり見積りに対してうちの価格を低く設定しておりますので、一番組合事務局として危惧しましたのは、下請いじめにならないかと。うちとしましては、地元の企業は必ず入れなさいよということをメーカー側には伝えているといえますか、入札の説明書の中にもあるとおり、必ず入れなさいよと、なるべく地元の企業を使いなさいよということをお願いしている段階で、一番怖いのは下請いじめというのが出てくるのではないかとということがございましたので、そのあたりを何とかしなくてはいけないということで、そういう話につながってきているんでないか、そういう経緯やったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 地元貢献ですけども、この6点から8点に変更されて、3点、5点に分けられて、この5点部分は定量化というんですか、入札価格誘導型っていいですか、こういった形にもなり得るような、定量化の中に入ってきたということと、それからこの部分については、地元貢献ということが、特にやっぱり頭の中に組合ではあったということは、これが、今のお話では、特に強かったのではないかとというようなお話に通ずるんですかね、これも9月21日の委員会で内容が出てきたわけですから、実施方針から変わったというような大きな変化だったんです。これについてもやっぱり審議されて、最終的にはここ行こうというような話は、当初の考え方とごろっと変わってしまったという部分は否めないと思います。議会の報告文の中にも2つ書いてあるわけですね。いわゆる、定量化限度額とかいう部分ともなっているんですけれども、そういう部分については入れないという部分と、やっぱり地元貢献という部分が入ってきて、やっぱり下請いじめというかね、入札価格のランキングとかこういった部分もあるということで、こういうようなこともされたのかなと想像するところですけども、認識としては、組合全体でそういったことに切り替わっていったということについては、認められます

ね。

○証人（宮下善則君） 組合の中で話、協議をして、それについては、副管理者、管理者のほうの了解も得ての話になりますので。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしたら、これは絶対にしてはいけないことではありますが、その地元貢献の定量化において、定量化するのであれば、非価格要素評価の点数60点ってなっていますね、40対60ということで、いわゆる非価格要素点数というのは大体、全国的に見ると、その7掛けぐらいの得点があるから、平等化するために40対42ですかね、7掛けすると60が、0.7掛けて42ですか、そこらでとんとんになるということで、価格要素評価のそういうような数字は最初出されていたんですけども、これ定量化評価するということになってきますと、非価格要素評価の点数60点を55点に減らして、価格要素評価を40点を45点にするというような考えにも見えますよね。この60対40というものは、事務局としてDBO方式で多く採用されているということで設定したものでありますけれども、こういうふうに切り替わった、切り替わって考えの変わり方というんですか、これについては、何か議論はされたんでしょうか、何も議論はなかったんですか。

○証人（宮下善則君） いえ、当然、コンサル等の意見も聞きながら、当初60、40でしたかね、なんかその辺についても、全国的なDBOを採用している事業等を参考にしたという覚えはございます。

○委員長（丹尾廣樹君） このように、地元貢献の定量化は、ほかの入札において行われた実績はですね、私が調べる限り見当たらないんです。そこに出てくる算定式も見当たらないんですね。

奥村委員長も、10月14日の修正の説明において尋ねられておられますけれども、明確な返答はなかったと言われております。このようなことを考えたのは、誰の発案からこれ出てきたと思われませんか。

○証人（宮下善則君） 今まで申し上げたとおり、地元企業をどういうふうにするかということで、コンサル通していろいろな資料は手元にございましたので、その中から、どういう方法がいいかということをおある程度選択しておりました。最終的に、副管理者、管理者と協議をした上で決定をしておりますので、それを奥村先生のほうにはお伝えしているというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） これも、いわゆる先ほどちょっと出てきたコンサルさんの言葉で出てきた内部協議ということで、最終的に決定したってということ。内部協議というのは、結局、管理者とか副管理者の協議ということですかね。

○証人（宮下善則君） 内部は、一番最初に始まるのはコンサルと事務局との協議ですね。その案をもって、副管理者、管理者のほうへ決裁を採ると。そこで決まったことについて、今度、構成市町で構成します委員会のほうで内容を再度検討してもらおうという段取りで行ってきております。ただ、それが短い時間でやるものですから、議員各位に説明する段階と、その委員会の進み具合がちょっと前後するという場合は多々ありました

ので、そこらあたりの錯誤といえますか、というのはあったというふうに思います。

冒頭、いろいろ議長さんには御無礼なことをいたしましたけれども、その流れの中でそうになってしまいました。これは本当に、私の不徳の致すところだというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、これ、流れはちょっと、最終決定機関みたいな部分もちょっとお話があったと思うんですけど、コンサルと事務局である程度原案を作って、内部協議というんですか、管理者とか副管理者で採点を行うと。これについては、あと構成市町のトップとの協議も併せてやるというようなことで理解しておけばいいですかね。

○証人（宮下善則君） 流れとしては、そういう形でやってきております。

○委員長（丹尾廣樹君） この計算式を入れることによって、かなりゆがんだ結果にもなりかねないものになっているんですね。1社になった時点で、これ例えば、考えていただければいいとは思いますが、例え1円の地元貢献でも満点が与えられるような、この構図になるわけですね。地元貢献を厚くするために、最終の段階において様々な変更をしたということも先日も市長は証言していましたが、地元貢献の最低金額の設定がないという部分が、やっぱり大きなミスではなかったのかなと、このように感じるところです、今の例のようにですね。むしろ悪くなる変更であったとも思われるんですね。地元貢献というのは、非常に当然のこととかいうか、やはりこういった大きな金額を用いてやるわけですから、地元貢献を高めたいというのは、これはもうここにおられる皆さんそうだと思うんですね。だから、それをどう、なんというか、効果を入れ込むかということが非常に重要ではなかったのかなと思います。

○証人（宮下善則君） よろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかの入札では見られないようなことを行うこと自体が考えられないと思うんですけども、コンサルも一切関わっていないと言われていたんですね。なぜこのような変更を、何を根拠にして間際に行われたのかなと、その点についてどう思われますか。

○証人（宮下善則君） よろしいですか。

まず、今回のこの入札は総合評価方式の一般競争入札です。複数の業者は、入札に参加していただけるという前提での入札方式でありまして、そのDBO方式をやる、決定するというような形です。

今、委員長がおっしゃった1円でも満点とかというのは、比べる相手があつてのことなんですってね。1社だけであつたら1円でも0円でも——0円ということはありませんけど、1円であれば、恐らく1円であつたらこんな高い点数はつかんとは思いますが、比べて何ぼなものですから、入札の、そこらは今、委員長のおっしゃっている内容がちょっとよく理解できないところがございます。地元に対して1円しか出さなかつたら、多分満点は入らなかつたんじゃないかなというふうに思っています。それが、さっきの40対60でしたっけ、何かそんなところに関係してくるような形の点数配分でなか

ったかなというふうに思っているんですけど、最終的に1社であっても、合格点がなかったら、入札自体は不調というような形になりますので、そのあたりのことは、きっちり担保を取ったシステムになっているかと思います。

それと、コンサルが関わってないというのは、コンサルはあくまでも全国のどこでもやっているようなことを私らのほうに提示してくれるというような形ですね。その中で、コンサルの言い分をうちのほうでも拒否した箇所が何回かございます。特に価格については、従来、実施方針の場合の基本計画とか、そういう段階でお示ししたときと同じような方法で算定したという形でございますが、そのあたりにつきましても、ちょっとコンサルとはやり取りをした経過がございますので、そのあたりでコンサルに関しては、価格設定の段階の関わりは多分なかったというふうに思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） では、地元貢献の計算式における地元企業の定義について、ちょっとお伺いしたいと思います。

8月10日の実施方針の地元企業の定義については、建築JVの中で鯖江市および越前町に本社または本店を有する者で、鯖江市の最新の入札参加資格者名簿に登録されている者とされており、この段階ではね。そして、下請の地元企業の定義として、鯖江市および越前町に本社または本店を有する者、建築業法昭和24年法第100号に規定する主たる営業所を含む鯖江市の最新の入札参加者名簿に登録されている者とされています。これが入札公告では、下請の地元企業の定義が建築JVのほうに移されていて、下請には、地元企業等、などというのがつくんですけど、として鯖江市および越前町に本社、本店、支店およびまたは営業所を有する者に変更されておりますが、このときの地元企業の主たる営業所とは、どういったものを指すと認識されていますか。

○証人（宮下善則君） ちょっと申し訳ないんですが、順番が何か。主たる……。鯖江市および越前町に本店また本社がある地元企業ということにつきましては、終始一貫してそういう表現をしていると思うんです。8月の実施方針についても、10月の公告文書の中でも、それは一緒やったと思います。ただ、「主たる営業所」という言葉については、先ほどから言っていますように言葉の推敲という中で、要は本社または本店ですか、にちょっと幅を広げさせたような形には結果的にはなるんですけども、逆に狭めるようなことにはなっていないかと思っているんですね。ただ、そういう形で地元の主たる営業所がある。主たる営業所というのは1か所しか多分なかったはずなんです。全国に例えば、営業所があっても、主たる営業所となると1か所だけ、大体は本店とかを指すというふうに私どもは認識しているんですけども、そういう言葉尻をちょっと加えたと、言葉の推敲の中でそういう言葉を入れたという覚えはありますので。

○委員長（丹尾廣樹君） これ、だから、もう組合のほうで、いわゆる地元企業というのと、地元企業等という部分がついた部分と、こういった部分で、何かもともとは今おっしゃったように「主たる営業所を含む」というような部分の文言が、下請の場合にはついていましたけれども、この最初の方針のところでは、その部分が入ってなかったわけですよ。このときの「主たる営業所は」というような形で定義が非常に変わったのかな

というような表現の差をつけるために「地元企業等」という言葉を用いたのかなとも思いますけども、それは組合のほうで考えたわけですか。

○証人（宮下善則君） その言葉だけを取り上げると、どうしても解釈できるかと思うんですけど、取りあえず、文脈の中で見ていただく分には、全然ぶれはないというふうに思っています。

今さっき言いましたように、「主たる営業所」という言葉が入ったのがいつかということであれば、ちょっといつかって覚えていないんですけど、最終的にはその言葉を入れた形で公表しているかと思うので、鯖江または越前町に本店または支店があるということについては一貫して変わりがないので、そのあたりは……

○委員長（丹尾廣樹君） この修正と修正の意味について、奥村委員長は説明を受けていない、聞いていないと発言されておられます。実際の奥村委員長に提出された、奥村委員長から提出された最終の修正一覧には、これ100条委員会に見せていただきたいということで請求させていただいて、手元にあるわけですけども、この最終の修正一覧には、文言修正として地元企業と地元企業等の記載があるだけなんです。その中身や、修正反映した箇所などの掲載はされてないんです。ですので、当然、それまでの実施方針の中でうたわれていたものを踏襲するものと判断するのが妥当だと思うんです。

また、第3回の9月21日の委員会においても、この部分の説明においては、そのまま実施方針どおり掲載すると、こういうような説明があったわけですね。これは、組合の方の説明ですけども、なぜ、そのまま掲載するとしておきながら、委員長には、もう10月18日の時点ではころっと変わっていたんですね、中身に、変更箇所が、文言の挿入が、追加項目が入っていたわけです。委員長に説明もなく、また、修正箇所一覧に記載もなかったんです。このような変更、修正が行われたと思いますか。これは意図して、こういうふうな形という部分については、実際は、それまでに、変えた時点で、こういう理由でこういうふうに変えましたよという報告がなされる機会というのはあったと思うんです。少なくとも委員長さんは10月14日ですから、18日の前はまだ変わってないというような認識で説明に行かれたのかどうか分かりませんが、18日の公告では変わっていました。このような変更修正は、なぜ行われたのかなということについて、何か思いはありますか。

○証人（宮下善則君） 10月14日に奥村先生のところへ説明に行ったときに、そういうお話をしていないというふうに先生がおっしゃっているということですけども、私どもとしましては、さっきから言いましたように、言葉、その言葉だけを拾い上げて言われると、どうしても解釈できると思うんですけども、文脈の中では一貫しておりますので、意図的にそういうことをしたとか、隠したとかということはございません。大きな変更であれば、当然、議会にもお諮りせなあかんと思うんですけど、そこへ至るまでのものでもございませんので、ただ言葉を補充したというようなこと、それがマイナス、不利になるようなものであれば、ちょっとそれはためらうところもあるかと思うんですけども、門戸を広げるというほうに動いているということの判断であれば、そのときは多分

判断したんやと思うんですけど、委員長のほうにもそういう旨、話はさせていただいたというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の不利になればという部分については、それぞれ立場が違うんですよね。業者というんか、応札をしようとする業者にとっては立場が違うと思うんです。そういった中で、そういう言い方というのがちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。やっぱり変わったなら、ここはこう変えましたよというのが、やっぱり公告前に、この一文が入りましたよというような部分で公表すべきではなかったんかなと、こんなふうに思うところです。

○証人（宮下善則君） 申し訳ございません。私どもはあくまでも、10月18日に公表するときには、一番いい形でしたいという形でやってきておりますので、その過程におきまして、業者がどうのこうの、メーカーがどうのこうのということまで、私どものほうは、そういうことまで考慮したものを作っているわけではございませんので、あくまでも公平に参加していただくというような形で作っていますので、何かちょっと分かりませんが、特定の業者さんに有利になる、不利になるというような言葉で私は言っているわけではございません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、休憩いたします。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開します。

9月21日の委員会における説明資料を見ますと、地元貢献の計算表の様式として、あるエクセルには、項目としては、地元企業への発注金額としてありましたけど、あとの入札公告の様式では、地元企業と地元企業等への発注金額というように変更がなされており、このことも、委員長への修正説明では掲載も説明もされておられません。このことは、地元貢献の定量化審査にも大きく関わることでありまして、委員長一任の範囲ではなくて、ましてや説明もなしに行われていないということは、大きな問題と言えます。

先日の佐々木市長は証言で、通常考えの文言修正と証言しておりますけれども、このことに対する影響部分は、入札自体の評価点数の在り方につながる部分であると認識されますが、このような認識をされませんか。

○証人（宮下善則君） 細かいところといいますか、ちょっとそこまで今私のほうではちょっと思い出せないんですけども、特定の業者さんに加担する、不利になる、有利になるというようなことはないというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） この地元企業と地元企業等が変わるということは、先ほどの地元貢献の定量化部分への変更にも影響するところでありまして、非常に大事なところです。この改ざんとも思える状況下で行われたのは、大きな大変な問題であります。

実際、9月21日の委員会から10月18日の公告の公表までの間の9月28日に田中建設が、それまでの入札参加登録を本社の越前市の登録に、鯖江市の営業所の登録をタイミング

よく、なぜか追加をなされております。このことが、森川さんが公正取引委員会に出された文書の不適切な改ざん部分に該当すると考えられます。コンサルは、実施方針まで2社から様々な意見を聞く中で、公平になるように配慮し、また、2社に大きな方針は説明しながら作成してきたと言われていました。しかし、こういった一連の公告間際の行動に不信感を抱き、実施方針からのあり得ない大きな方針転換に、神鋼側は下りてしまったとは思いませんか。奥村委員長も、可能性は大いにありと証言されました。この点について、どう思いますでしょうか。

○証人（宮下善則君） 1社が下りたということに直接影響はないというふうに事務局としては思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） ちなみに、市長は先日の証人喚問において改ざんはなされていないと証言しておりますが、不適切な改ざんと言わざるを得ないのではないかと考えられます。急遽行われた変更について、コンサルは、組合で公告の内容を了承されても、内部協議で変わってしまう。コンサルとしてどうしていいのか分からない状態にあった。そして、他の同様の入札において、こういった間際の大きな変更はあまりないし、また、現場説明会に申込みがある中で、来なくなったのは初めてだ。確かに、全国的に同様の入札が1社になるということは3割ぐらいいはあるが、この流動床についてはほとんどないと、かなり違和感を感じておられて、そして、奥村委員長も同様のことを言っておられました。

実際、こういった状況下で入札間際まで出る気のあった神鋼が、急に現地視察も断られ、そして入札に参加されなかった現状で、もし、組合の入札公告に落ち度があったりしてはいけないという思いや、それまで委員会や議会に対しての説明において2社が前提で説明をしてきた中で、なぜその原因を撤退した神鋼へ問いたださなかったんですか。これは組合のほうからも問いただすべきという声も多くあったと感じますが、その必要性を感じなかったのですか。どうですか、当時の事務局長といたしましては、どういう感じでしょう。

○証人（宮下善則君） 入札する、しないは、もう企業の立場でありますので、私どものほうもなるべく参加してほしいという思いはありましたので、神鋼さんですか、に現場説明会をやったときに、申込みはたしかあったと思うんですけど、結局、来なかったということでの問合せはさせたと思います。明確な返事は、そのときはなかったというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 当然にもう、特定のシミュレーションというんですかね、そういった部分をもうやられていたのではないかなとも思うんですけども、そういったことが、相手に対してこちらですね、この入札の施主として瑕疵をつくったことにもなったのではないかなというようなことの思いというのは少しもなかったわけですか。

○証人（宮下善則君） ありません。

○委員長（丹尾廣樹君） このことについて、組合議員からも神鋼に聞くべきだという意見が出ておりましたけれども、会社の都合もありますね、相手の。参加の申込みをして

いたのではないのでできないと、そのときは言われておりましたが、参加意向の表明はしていたわけであり、実施方針の段階では参加意欲はすごくあったと皆さんが言っておられました。入札公告が公表された途端に、現地視察を断るといふ、不参加の表明とも取れる行動があった時点で、様々な原因を探ることは、この大きな入札において、競争入札を前提としていた事務局にあっては取るべき行動ではなかったのかと、私は考えます。入札を担当する者としては、自分たちの作成過程における瑕疵がなかったのかを、まず確認する意味においても、当然取るべき行動であったと私は考えますけども、何の指示もその際なかったわけでしょうか。

○証人（宮下善則君） さっき言いましたように、申込みをしながら来なかった理由を問いただしたことはあります。ただ、今、委員長がおっしゃった実施方針の公表と併せてというところですけども、神鋼さんのほうは神鋼さんの会社の都合もございます。当然、御存じだと思いますけども、親会社に吸収合併されたというような事情もございますし、そのあたりが影響しているのかなというような話をした覚えがございます。ただ、うちが公告を出した、実施方針を出した時期と重なったがために、もし、その点でうちの書類等に瑕疵があるというふうなことであれば、それはないというふうに申し上げます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で、私からの主尋問は終わりたいと思います。次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 大変お疲れさまです。私のほうからも何点かお伺いしたいと思います。

今回の100条調査特別委員会のきっかけに関しては先ほど委員長のほうからもお話があったわけでありましてけれども、もう一方、私のほうからお尋ねしたいのは、令和4年の3月1日に、証人にも来ていただきました森川氏が組合の議長宛てに出されました、公正取引委員会近畿中国四国事務所に2月に送付したとされる文書がきっかけであったと考えております。まず、この文書については、証人は知っておられますか。

○証人（宮下善則君） そういう話は議長さんなりに聞いてはございますけども、そのものは見たことはございません。

○8番（帰山明朗君） では、その文書の中には、今回の新炉建設事業新ごみ焼却の件で、令和3年の1月頃に、玉邑鯖江市議の呼びかけで佐々木市長と面談し、清水組と話の場を持ったとありますけれども、証人がそのことについて何かしている事実はございますか。

○証人（宮下善則君） 全く存じ上げません。

○8番（帰山明朗君） それでは、その場を持ったことについては、承知していないという前提でありますけれども、その文書の中、および清水証人の証言の中からは、新ごみ焼却施設建設事業において、鯖江市長のほうから荏原製作所1社の参加では競争性が乏しく、入札を実施しても工事額が高くなるから、高エネルギーで実績のあるメーカーと組んでぜひとも入札に参加してほしいと要請があったというふうに文書内では指摘して

いるんですけれども、そのことについて証人は何か知っている事実がありますか。

○証人（宮下善則君）　　ございません。

○8番（帰山明朗君）　　同じく、その文書の中には、既存メーカーである荏原製作所よりも全国で流動床炉に実績のある神鋼環境ソリューションに打診したと。その場の中でそういう話がなされたというふうなことでありましたけれども、そのことについても何か証人は知っておられることはありますか。

○証人（宮下善則君）　　ございません。

○8番（帰山明朗君）　　この文書につきましては、公正取引委員会に出されたわけでありましてけれども、これまでに、証人に公正取引委員会からの調査、ないしはそれに準じたことが何か行われた事実というのはありますか。

○証人（宮下善則君）　　一切ございません。

○8番（帰山明朗君）　　それでは、もう一点確認いたします。

入札参加者が1社であったということに関して、いろんな、先ほども質問がなされたわけですが、これまでの証人喚問の中から得られた証言に絡めて聞きたいと思えます。

清水証人の証言の中で、要求水準書が出てから、神鋼環境ソリューション側に入札意欲がなくなってしまったという趣旨の証言がなされたところでもあります。清水証人からは、要求水準書が出てから、神鋼環境ソリューションに入札の意欲がなくなったんだという趣旨の話がありましたけれども、いわゆる、もう一社出ようということのをこれまで検討であったり、いろんなことをされていたんだとは思いますが、その会社が入札意欲を失うことにつながるような、そういう内容に変化したというような証言が聞かれたわけですが、その証言に関して、証人の立場から何か感じることはありますか。

○証人（宮下善則君）　　特別、感じると思いますか、そういうことはございません。

○8番（帰山明朗君）　　私のほうからは、以上です。

○委員長（丹尾廣樹君）　　江端委員。

○2番（江端一高君）　　本日はありがとうございます。私のほうからも手短かに2つほどお聞きいたします。

まず1つは、定量化限度額についてですが、こういった設定というのは、福井県内でも同じように施設を建設している自治体があるかと思うんですが、これを設定すること自体は、不自然な行為ではないというふうに我々は判断すればよろしいのでしょうか。例えば、具体的にどこか、そういったものを設定している市町があれば教えてください。

○証人（宮下善則君）　　大変申し訳ないんですけど、大分もう事務から離れておりますので、具体的にどこが同じような設定の仕方をしたかというのはちょっと申し訳ございません。ここで答えはできません。

○委員長（丹尾廣樹君）　　江端委員。

○2番（江端一高君）　　そうしましたら、もう一つですけれども、地元貢献に関する点数

配分についてですけれども、今回、配点がなされた点数というのは、これもまた同じように、ほかの市町と比べて不自然な点数の配分であったのか、それとも比べても妥当な点数配分だったのか、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

○証人（宮下善則君） 鯖江は鯖江の方針っていいですか、がありますので、ほかと比べてどうのこうのというようなものではないというふうに思っております。ただ、事務局の方針としては、地元の企業を、会社等を大切にしたいという思いでのことだというふうに思っております、それがメーカー側のどこかに対して有利になる、不利になるということはありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 本日は御苦労さまでございます。

今日の証言の中で、要求水準書に関して文言の修正とか、いろんな修正があったということですが、一貫して証人のお話では、それが参加企業にマイナスになるようなことは一切ないと、プラスになるような形で参加しやすいようにという考えであったということと、地元企業に有利になるように、地元企業が損をしないような、そういう観点から修正、また文言の推敲をされていたとおっしゃっていますが、そのことについては間違いはないですか。

○証人（宮下善則君） その方針でやってまいりました。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

そうしましたら、あと事務局とコンサル等と一緒に、その修正なりをして、最後は、管理者に採決をお願いするという形で提出する。最後に決裁をいただくということでありましたが、その決裁をいただくに当たって、何か修正をされたというようなことはあったんですか。

○証人（宮下善則君） 決裁の段階では、管理者と事前に協議した上で、認めていただいた分、公表した分での決裁となります。

○1番（林下豊彦君） その時点での修正ということは、なかったということですか。

○証人（宮下善則君） 決裁中の中、その段階での修正というのはありませんでした。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） ある程度、今、私ちょっと違うところからお尋ねしたいと思うんですけれども、今ほどの元事務局長としての公平公正な立場で職員としての仕事をしたということはお伺いしまして、ある程度、一生懸命頑張ってくださいだったんだなというふうに敬意を表するところでもありますけれども、そのことの仕事の内容としましても、どっちかが有利に働くようにというようなこと、地元貢献を非常に、地元を大事

にしながら仕事を進めておられたということでありましたけれども、その中にこれまでの100条委員会の流れの中で、玉邑議員、清水会長とかに証言を得たことがあります。そのときに玉邑議員の話、それから清水会長の証言によりますと、令和2年に佐々木市長に――私、構想基本検討委員からいろいろと事務局さんにはお世話になっておりました、委員をやっておりましたので、そこら辺りの一連の流れの中で申し上げているんですけれども、令和2年の10月までは牧野市長で112億円という基本構想の価格で収まって、2年ほどその金額で収まっていたと思うんですけれども、市長になられたすぐ2か月ほどで、先ほどは業者の見積りが182億円と出てきたということで、それを事務局として、それほど力がないから、コンサルに尋ねたんじゃなくて、全国的な施工された状況を見ながら事務局で捻出してきた数字が132億円であったというふうな説明だったかと思うんですけれども、こういう証言をいただきながら、これまでの玉邑議員、清水会長らの証言を合わせてお伺いしますと、令和2年10月に、もう佐々木市長から玉邑議員を通して清水組の会長とそういう面談の場があって、市長は表敬だと言っておられましたけれども、表敬の場がありまして、荏原だけ1社だと大変だから神鋼と組んでやってくれんかというふうな清水組の会長に話があったということでありましたけれども、そういう市長と議員の動きというのは、事務局の局長としては、組合議員さんではないですね、感じておられましたでしょうか、お尋ねしたいと思います、まず。

○証人（宮下善則君） 今、委員さんおっしゃることについてですけども、私どものほうでは、一切そういうことについての情報っていいですか、はございませんでした。こうやって100条委員会で新聞報道されるので初めてそういう事情があったというようなことが分かった次第で、当時、そういうことにつきましては、組合の事務とは全然違うところのレベルの話ですので、私どものほうにはそういう話とか、情報とかというのは一切ございませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 全然御存じなかったし、そういう動きもキャッチはしていなかったということで。そうすると、1年たちまして令和3年の12月に事業中断になりまして、内部調査委員会が立ち上がったかと思うんですけれども、そういうときの内部調査は、先ほどのコンサルからも、コンサルは組合にいろいろと提示してコンサルしても、内部協議で変わってしまうので、コンサルとしてはどうしていいのか分からない状態であったというようなコンサルとの関係がぎくしゃくしていたんじゃないのかなと思うんですが、そういうぎくしゃくしているときの、その内部調査会議がありましたけれど、職員だけで職員間の調査をされたんじゃない。それも職員が、ましてや職員がされたんじゃない内部調査、本当の内部調査であったように思うんですが、あの内部調査で、当時の局長としては十分だったというふうに、そのときにもう少し気がつくことがあったんじゃないのかなと思うんですが、どのように振り返られますでしょうか。

○証人（宮下善則君） 申し訳ございませんけど、令和3年の12月ということでございますが、その当時、私はもう既に事務からは離れておりましたので、そういう実質私ども

のほうからの事務はやっておりませんでしたし、職員のほうにそういうものがあつたということ自体も私どものほうは承知しておりません。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 今からですと1年半ほど前になりますので、大きな事件でありますから、今の話ではちょっと記憶にないというところでとどめ、そういう思いでいらっしやるので、少し最終的なところをお尋ねしたいと思うんですけれども、今、私のお尋ねしましたところで、玉邑議員や清水組の会長と市長が表敬されたり、面談されたり、調整、玉邑議員は業者の調整を市長につないで調整していたとはっきりおっしゃっておられるわけなんで、そういうのは気づかなかつたし、知らなかつたと、そういう動きは知らないという発言で今いただきましたけれども、市長がそれほど神鋼と組んでやってくれというふうに動きを表立ってされながら、それは局長まで入ってきていないにしても、動いておきながら、最終的に局長は、どうして神鋼さんは積極的に参加の意欲を見せておられたのに、最終的に入札参加申込みのところに出してこなかつたのかということをお尋ねになられたかもしれませんが、お尋ねになられたら、書類云々で参加しないわけではないというふうな返事をもらったというふうにおっしゃっていましたね、今、先ほど。

○証人（宮下善則君） いや、具体的にどういう原因で参加しなかつたかというところまでは伺っておりませんので。

○14番（木村愛子君） ちょっと聞き違えたのかな、神鋼さんとは、10月、公告、参加申込み、ずっと入札まで随分まだ時間ありますけれども、その流れの中で、どうしてあれほど意欲を持って関わってもらっておりましたし、私も委員で構成委員とか、いろんな委員とか、議員である以上、2社だということでの説明等も議員として受けておりましたから、確認したのかな、どうして参加してもらえないのかなという確認はしたのかな、しなかつたのかということからお尋ねします。

○証人（宮下善則君） その前段、私が今、現場説明会でのことを申し上げたのは、もう実際に現場を1回説明する機会を大分以前に設けているんですね。その段階で、一応、現場説明に来るといふような、そのときには入札参加をする意思表示はいただいております。それを基にして、その対象となっている企業に対しまして、現場説明会をしますといふような流れになっていたかと思うんですが、その場には、お見えにならなかつたということで、どうして来なかつたかといふことの間合せはしましたよといふことでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） そうしますと、10月26日の現地説明会に参加されなかつたので、どうしてされなかつたのですか、どうしてしないのといふようなお尋ねをしたということですか。

○証人（宮下善則君） 10月、ごめんなさい、時期は定かじゃないんですけども、10月26日っていいますのは、公告をした後の日程ですよ。その段階でといふか、その以前の

現場説明会の中で、既に、現場に来れなかったということで、どうして来なかったかというこの問合せはしたというところで、10月何日の現場説明会でどうのこうのというときには、特別こちらのほうからは問合せはしてなかったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 神鋼さんの動き、令和3年の10月の動きは、それで分かりました。

最終的に、先ほど申しましたけれども、市長は清水組の会長に神鋼と組んでやってくれんかというような、そういう情報を宮下局長は知ってなかったわけですから、それはそれでいいんですけども、当初それだけ熱心に2社でいこう、2社でいかないと、神鋼さんの特徴を生かした、参加していただくといいものができると思うし、協力してくれやというのを聞いて、かなり強硬に動いておられた市長の意向と全然違うような今、結果に、その当時になろうとしていたわけですけども、そういうことに対して先ほど内部協議と、内部協議は、それぞれの管理者も入っていたということですが、市町構成の職員と管理者も入っていたというふうに、その都度協議する会議の内容によっては加わっておられた職員であったり、管理者、副管理者は違っていたのかもしれませんが、そこらあたりでは、管理者の動きと発言とかというのはなかったんでしょうか。

○証人（宮下善則君） そのレベルの協議会には、管理者は加わっておりません。管理者には、その協議会で決まった内容について御報告してというような形で進めてまっています。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 副管理者は加わっておられたんでしょうか。

○証人（宮下善則君） 副管理者は加わる時もございます。

○14番（木村愛子君） 以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） まず最初に、建設費についてですけども、組合議員には荏原、神鋼の2社、そのときには固有名詞は使ってなかったかも分かりませんが、2社による競争入札によって、施設整備費は設計価格の120億円、これは消費税入っていませんけども、120億円でかなり低く抑えることができると証人は説明していたんですよ。組合議員ですから。そこまで言えた根拠というのがあると思うんですね。言っていましたよ、確かに。

○証人（宮下善則君） 130億円のときのことでですかね。

私が記憶している部分については、取りあえず見積りが出てきた180億円のときにはそういう流れ、それがコンサル側の言うところの通常のやり方やという形で話があったんですけども、それが高過ぎるということで、従来の事務局が算定する方法で132億円ですか、という設定をさせていただいています。その段階で8割、8掛けということについては、もうほとんど見込めないと。ほとんどもう原価に近い価格であろうということは事務局でも認識していたという思いがございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 資料いただいています。ここにもでちゃんと書かれているんです。132億円に対して落札率80%、それで80%は無理かもしれないというようなお話が、たしかあったと思います。でも、10%は見込めますよと、90%ですね。そういうような発言も証人はしているんです。間違いなくしているんです。ですから、やはりそうした根拠があったと思うんですよ。それをお聞きしているんです。

○証人（宮下善則君） 根拠という根拠は、その132億円に落とした段階で、明確なものは持っていなかったと思います。ただ、資料につきましては、それ以前の基本計画のところでお示ししたときの表をそのまま使ってございますので、ある程度8割減したところで、実際のところ無理ですよという話を多分したんやと思うんですけども、実際、そのときは人件費の高騰とか、いろいろと出てきた時期でございましたので、なかなか難しいところがあるなというのは、事務局内部で思っていたのは事実でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 確かに、私はそんな形で聞いています。ほかの組合議員も、このことに関しては皆さん聞いているんです。そのことだけはまず申し上げたいと思います。それから、令和3年1月19日に検討委員会が開かれていますね。応札に前向きな2社、荏原と神鋼ですけれども、ヒアリングに参加していると。これは確かですね。

○証人（宮下善則君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 要は、1月23日に行われました本委員会で、選定委員会委員長の奥村先生は、荏原側は担当者1名がオンラインでヒアリングに参加したと証言している、間違いはないですか。

すみません。令和3年1月19日のことです。

○証人（宮下善則君） ヒアリングはもうちょっと後やったと思うんですけど、ヒアリング自体は、原則としてオンラインでやりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 原則としてオンラインということでありましたけども、奥村先生のほうからは、荏原はオンラインでやったというようなお話がありました。神鋼さんは、七、八名の方が来られて、しっかりとヒアリング、いろんな提案とかされたというようなことを証言しているんですよ、これ間違いはないですか。

○証人（宮下善則君） ごめんなさい。ちょっとあれなんですけど、3年の1月23日。すみません。ちょっと定かではないんですけども、オンラインでやったのはもうちょっと後なんかも分かりませんが、確かに2社のヒアリング、いわゆる選定委員会の中でのヒアリングは、荏原さんは確かにオンラインだったと思います。神鋼さんについては、来なかったかどうか、ちょっと定かでないんですけど、ちょっとごめんなさい、そこははっきり覚えていません。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） この日のヒアリングで、片方は1名しかオンラインで参加してい

ない、片方は七、八名来られたと、積極的な姿勢ということで、選定委員の皆さんは、もうすごくいい評価をされたというようなことを言われていました。

もう一つは、この中でいろんな提案をされたと思うんです。その提案の内容とかそんなのは覚えていますか。

○証人（宮下善則君） 具体的な内容については、申し訳ございませんけど、覚えていませんが、例えば、それぞれの会社の持ち味っていいですか、そういうのをアピールをされていたというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 昨年の組合の全員協議会で、そのときはもうポジションはなかったんですけども、副市長に神鋼さんのほうからいろんな提案をされていると告発文に書かれていると。どんな提案をされたんですかって聞いたことがあるんですよ。そうしたら、副市長は一切受けていませんという発言がありました。あったんです。今、証人はいろんな提案をされたと、具体的にはちょっとあれですけども、提案はあったというふうなお話をされたんです。今、されましたよね。そうしますと、副市長の発言というのは矛盾がありますよね、認めますか。

○証人（宮下善則君） 提案といいますのは、ヒアリングの段階では、恐らく会社が持っている技術力のアピールやったと思うんです。

今、ごめんなさい。副市長がどういう形でお答えしたのか分かりませんが、具体的に、要求水準書とか、そういう作成の段階で、ああせえこうせえというようなことをもしおっしゃっているのであれば、それは絶対ありません。ただ、神鋼さんの場合は、流動床におきまして、直近で広島のほうで大変全国的にニュースになったような優秀な炉を作製しております。だから、それをアピールしてなったのではないかなというふうに思いますけども、ちょっとそのあたり、副市長がどの時点でどういうふうにそういうことについてのお答えをしているのかはちょっと分かりませんので、両者のヒアリングを聞くときには、それぞれの会社の持ち味の部分、何をアピールするかということは当然おっしゃっていたというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） その時点で、それが提案なのか、それは会社の持ち味を……………提案でないと捉えるのか、その辺は、私は提案として捉えてもいいのではないかとこのように思いますね。それは、今の副市長の件に関しては、それぞれの思いがあるかも分かりませんが、私はそのように感じます。

それから、もう一つ違う方向ですけども、公告、僅か前、ひと月ぐらい前ですよ、大幅な修正があったのは、通常どおり、先ほど言われていましたけど、一般論として考えれば、こんな僅か1月ぐらい前にですよ、大幅な修正をするということ自体が、これはちょっとあり得ないなというふうに思うんですけども、証人の認識としては、どうですか。

○証人（宮下善則君） そのあたりは、本当にせっぱ詰まった状態で事務局が当時やって

おりましたので、物事の順番がちょっと前後したということは、本当に私の事務の進め方のまずさというものが影響したのかなと思っていて、本当に反省しているところです。ただ、その内容そのものについては、そんなに影響を大きく与えるようなものではないというふうな認識で進めておりましたので、報告とか、御報告の順番が前後したということで、多大な御迷惑をおかけしたのは、私の責任やというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 普通、考えられるのは、1か月ほど前からですと、例えば、平仮名を漢字に直すとか、そういうような部分の修正、そういった作業するのが、普通の時期やと思うんです。1月前といたら、そんなものですよ。ところが、もういろんな要求をし、いろんなことを変えていったというようなことは、これはあってはならんことやと思いますし、一貫性がないんですよ、そう思いませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） おっしゃるとおりかも知れませんが、その当時としましては、本当にやれることは全てやったというふうに思っておりますし、一切何かのためにしたとか、業者のためにしたとか、そういうことでは一切ございませんので。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 清水組の会長さんが証言された内容ですけど、何で神鋼さんが応札しなかったのかという理由に対して、いわゆる公告したその内容を見て、負けるけんかはしないと。応札に応じて、もう負けるということをおっしゃっていました。これは、私たちはまだ分からん部分ありますけども、専門の人は、神鋼さんなんかはすぐ見て分かったんでしょうね。ですから、清水会長はそういうふうにおっしゃったんですよ。

非常に、当初は2社で応札していただいて、競争入札によって建設費も安くなるというような、当時事務局長であった証人は言っていましたし、私たちも、そういうような思いでいました。それが当たり前のようになっていました。ところが、先ほども何回も言っていますが、僅か1月ぐらい前から、いろんな形で内容が変わっていったというようなこと、これは意図的にやったのであるならば、大変な問題ですよ。私はそのように思えてならないんです。何かコメントありますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 意図的にというふうにおっしゃられましたけども、私どもはそういう認識は一切ございません。当時、その時点で、確かに1社だけしか出てこないという可能性はあるなということは認識をしておりましたけども、あくまでも公平な入札ができるようにという書類を作ることを思っております。

ただ、揚げ足を取られるのはあれなんですけども、現状といたしまして、とにかく入札は実行したい。それと、どの時点で1社だけになったとか、何とかということ自体は、事務局としては、あまりそういうことを意識せずにやっておりましたので、取りあえず、

10月18日の公告を見て、最終的に2社は応募していただけるというような認識でおりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、証人のほうから1社になるというふうなことは認識していたというような発言がありましたよね、あったんです、今。あったんです。

○証人（宮下善則君） あの、すみません。認識は……

○10番（奥村義則君） あったんです。あったんですよ。ですから、それはもうすごい証言ですよ、今の。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） すみません。今、ちょっと言葉を間違えたかも分かりませんが、あくまでも2社参加していただけるというような形でやっておりました。さっき言いましたが、現場に来なかったというときのそれに対する答えもありませんでしたし、当然、そのときには来なかったかも分かりませんが、神鋼さんについては、もう事前から、年末の……とか、そういう情報収集は十分していただいていたので、参加していただけるというような思いでやっておりましたので、あくまでも、入札書類につきましては、公平な立場での作成に心がけていたというふうな形です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 10月26日、27日がDBO方式の現地説明会ですよ。その前の日、25日にオタ建設にフクシンと田中建設の両社長が行っているんです。そして、荏原側の下請に入れというようなことを要請したんです。これね、いわゆる入札前にしてですよ、期間もまだ十分あるじゃないですか。これから、今、出してもらおうというような状況の中でですね、そういうような行動があったというようなことが現実にあるんですね。オタ建設の社長は、3日後かな、お断りをしているというようなことなんですって。こういうような一連の流れを考えますと、やはり、意図的にされたというようなことが符合してくるのではないかと、私はそういうふうに思えてならないんですわ。

それともう一つ、最後に聞きますけども、落札価格150億円以上ですよ。これに関して、前局長であられました証人は、先ほど言ったように132億円から少なくとも1割ぐらいは少なく抑えられるやろうと言ったことに関して、どのように思われますか。もう本当に高い値段になりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 入札といいますか、最低価格やらなんやらを多分、管理者のほうで入れられたんやと思うんですけども、それについては、私どもは全く関知しないところですので、何とも申し上げられません。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 1点か2点ぐらいだけお尋ねしておきたいという具合に思います。

まず、先ほどの委員長の質問の中にもありましたし、今も奥村委員からも触れられたわけなんですけれども、変更点の問題です。先ほど証人の証言の中ではですね、いわゆ

る選定委員会の最終委員会が行われたのは9月21日であって、その後変更がなされたと。その変更点については、委員長一任というですね、そうしたものを取り付けておいて、それで委員長さんの権限でもって変更を了承してもらったと、こういう流れとしてはなっていると思うんです。それで、その変更点の問題なんですけれども、変更点を変更した、修正をした。これはどなたの権限でもって修正がなされたんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 先ほども申し上げたとおり、一応、上司の決裁は採っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 決裁を採ったという中でですね、決裁を採ったというのは、その原案そのものは事務局が作ったということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 原案そのものは事務局で作っております。委員会等の結果をいただいて、それをまた事務局のほうで、先ほど言ったように推敲等しております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） その修正のことについても、先ほど管理者が参加していたのかどうか分かりませんが、鯖江市、越前町両方ともですね、管理者、副管理者、そういう方々を含めた内部協議会を持ったという話をされておりましたね。その中では、主立った意見というのは、そういう変更点については、話が出されたんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 変更に関わる部分については、越前町のほうもかなり影響があるところがありますので、特に本支店をどこに置くか、鯖江市と越前町に置くというようなどころもありますし、そのあたりについては、越前町の副町長さんを頭としまして部長2名、うちのほうからも関係部長2名等を委員として、そういう内容について検討していただいております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 既に、その内部協議会に出された段階でもって、修正というのは、もう既になされたものを提案されたのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 具体的にちょっとどこまで出しているか分かりません。ほとんどのことについては、そこで取ったものについて管理者のほうには報告をさせてもらっております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 1者入札に終わってしまったという今回のことなんですけれども、やっぱりその変更点、その修正がどういう具合になされたかということが大きく影響していると思うんです。それがどこを発端としてこうした修正がなされたかということはね、極めて大事な問題になってくると思うわけなんです。だから、果たして本当に、事務局案の中に既に、先ほどのその修正点については、マニュアルなんかを参照したとい

うような話をされていましたが、そういう段階の中ですね、その修正点というのは明記をされていたのかどうか。また、そうではないところから、こうした修正箇所というのは、何らかの形で指示をされたのか。そこがやっぱり、今回の場合の何かえらいポイントになってくるという具合に思っているわけなんですけども、そういう点で何か思い当たることありませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） 私どものほうは、本当にせっぱ詰まってやっていた状況ですので、できる限りいいものという形で作っておりますので、外部からそういうことについて、ああせえこうせえというようなことについては、別になかったように思っております。ただ、コンサルからの情報については、かなりちょっと私どもも受け入れ難いような内容のものが多かったので、そのあたりはちょっとやり取りはしましたけども、そのほか、私どもが書類を作る中で、外部から何かそういうああせえこうせえというような指示とかはございませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） コンサルの要求と申しますか、コンサルの意見というものは受け入れ難い点があったという話ですけども、昨年9月議会でもって、私はこの問題について一般質問したわけですが、132億円というのは設計価格だと、予定価格と言ってもいいと思うんですけども、そういう具合に設定したのは、どういうやり方で設定したんだということを私お尋ねしました。そうしたら、その当時の、その当時というか今もそうですけど、中村副市長は、これはメーカーとコンサルタントと我々と3者でいろいろ検討して132億円というものを出したものだと。こういう具合に答弁したわけなんです。だから、132億円というのは、そんなもん初めから分かってて出した金額じゃないか、つまり談合と変わらないんじゃないかということを私はちょっと不規則発言でしたけれども、そういうことを言った覚えがあります。だから、その段階においては、そのコンサルというのは言ってみたら、鯖江市の要求かどうか分かりませんが、一定の無理難題というよりは、まとめ役みたいなそういう形をコンサルは取っていたんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宮下証人。

○証人（宮下善則君） コンサルからは、資料の提出は受けております。全国の同じような規模で流動床なり、ストーカなりの価格、直近5年ないし10年ぐらいの資料の請求とかそういうのはさせていただいております。そこで上がってきた数字そのものを鯖江の今の状況に合わせるかどうかということに対しての、ちょっとコンサルとのやり取りはあったということでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） コンサルからの意見というのは、価格面での要求が強かったということですか。

○証人（宮下善則君） 価格を設定する方法が、全国の一律平均ではちょっと鯖江の場合

は、いろいろ制約があるので、そこをどうするかということについて提案をせえというようなことを言ったんですけども、それはできないと。あくまでも全国の平均は全国の平均なので、その数字を押すというような形でちょっと折り合いがつかなかったということです。

○委員長（丹尾廣樹君） いいですか。

それでは、以上で、宮下善則氏に対する尋問は終了いたします。

本日は長時間にわたって御証言をいただき誠にありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（宮下善則君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩いたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後0時19分

再開 午後3時00分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは、本日2人目の証人喚問を行います。

傍聴人および報道機関の入室につきましては、午前中に許可いたしておりますので、入室を認めます。

では、傍聴人の入室を認めます。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） なお、報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますが、撮影につきましては、証人が交代しておりおますので、改めて報道機関によるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと思います。

証人喚問につきましては、証人が証言をしやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。本日2人目の証人であります中村修一氏に対し事前に確認しましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影については、可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただきますことでもありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時07分

○証人（中村修一君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

中村修一氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いします。

(全 員 起 立)

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。

○証人（中村修一君） 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月7日。中村修一。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓書に署名をお願いします。

○証人（中村修一君） 宣誓書に署名

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

これより、中村修一氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることにいたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは中村修一さんですか。

○証人（中村修一君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人（中村修一君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。中村修一氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構です。

それでは、まず最初に伺います。

宮下前局長の不可解な行動を受け、内部調査をかけることになったわけですが、この内部調査は、どういった調査だったのでしょうか。

中村証人。

○証人（中村修一君） 内部調査につきましては、入札の手続が開始されている中で、一部の方から、いろんな入札に関係する書類等に、何か改ざんとか、そういったことがあ

ったんじゃないかというような御指摘というか、御意見があったかと思っております。それにつきまして、一定の期間、入札そのものを中断する形で調査をさせていただきました。

私どもは、事務局の中では、そういったことは毛頭ないという思いがございましたが、継続して事業を進めるためには、一旦中断する中で、内部で、鯖江市それから越前町の契約管理とか、そういったものに関わっていらっしゃる職員の方でメンバーを構成していただいて、今回の入札に関わった事務方、それから、入札参加の意を、決定はしておりませんが表明を、入札に参加したいというような御意思を示されていた事業者さん、それからコンサルさんもですかね。そういった関連する方々に、そういった書類作成とか、一連の作業の中で不正とか、そういうものがなかったかというようなことを調査をしたというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、その期間の後、調査の報告はどのような形でありましたか。

○証人（中村修一君） 報告につきましては、報告会をたしか2回させていただいております。1回目は令和3年12月23日と、明けて1月6日だったかと思っておりますけども、2回、関係の議員さんにお集まりいただきまして、説明会という形で報告をさせていただいております。

○委員長（丹尾廣樹君） 報告は具体的にどのような内容で行われましたか。

○証人（中村修一君） 詳しくは……、その報告書を…、最初から、途中からですかね、一部固有名詞とか個人情報的なものを伏せた状態で、最終的にはそれもお示しをしながら、様々な疑義、それから今回の場合は、何回か議員各位にもお示ししている資料がございました。それが時系列的に3段階あったんですけども、その3段階でどういうふうに変ったか、何がいつ変わったか、入札公告を最終として、途中の段階、その前段階で、その比較表を変遷を示す、そういった資料も参考資料としてお示しをしながら御説明をさせていただいて、それから、ヒアリングの結果とか、そういったこともお伝えをして、それから、入札の途中でございましたので、そのときの状況についてもいろいろと御質問があったように思っております。ただ、内容については、入札途中については、基本的にはなかなかお話しにくいところもあって、そこも御理解いただいた上で、一定の御説明をさせていただいたと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） この内部調査ですけれども、組合議会からの御意見とか、そういったことで始まったと思っておりますけれども、このとき、外部の専門的な人を中に入れるべきというようなことが言われておったと思うんですけども、最終的には役所関係の方で行われた、いわゆる内部調査というようなことだろうと思うんですけど、こういったところで改ざんという部分が、調査の対象というようなことになっていたようですけども、この改ざんの事実というのは、その段階では見つかったのですか。

○証人（中村修一君） それは認められていないと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） また、修正とか変更とか、そういった内容の確認というのは、

この調査ではなかったでしょうか。

- 証人（中村修一君） 要求水準書という一定の書類があるんですけども、それをどういうふうに、いつどういう形で修正したかというそれは、たしかお示しをしていると思います。その経過とかの確認は、手続上の経過についても、調査委員会の中で調べて報告がなされていたとっております。
- 委員長（丹尾廣樹君） 結果、調査を行ったことの報告を信頼されまして、組合議会として再開を認めたわけですが、実際に公告の変更が行われていたことは、調べればすぐに分かるように思えますけども、内部調査委員会で調べていたとは言えない状況はなかったのでしょうか。
- 証人（中村修一君） 言えない状況というのは、どういうことですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） まだくすぶりというんですか、組合議会の再開はありましたけれども、そのくすぶりが、このような今の状態になっているということで、最終が完全ではなかったのではないかというような形もあると思うんですが、その点について、何かお考えをお持ちでしょうか。
- 証人（中村修一君） それについては、一旦、本当に1月6日ですか、2回目の説明をさせていただいて、その後1月19日ですかね、に最終的な再開をお認めいただいたとっております。その際には、いろんな不手際が事務局側にはあって、そこで、平たく言って誤解の中でこういった事態になっているけども、不正はなかったということを御理解をいただいて、そのときに事務局の体制強化ですとか、それから、新しい炉に関する情報提供をしっかりとやること、それから、もう一点何かありましたけど、そういったことの3つぐらいの条件をいただいた、そういう形の中で、基本的には、内容的には不正なことはなかったということで、御理解をいただいたというふうに思っております。
- 委員長（丹尾廣樹君） 内部調査の委員長であります方は、鯖江市の宮田政策経営部長がなさっていたとお聞きしていますけども、この方の報告では、勝手に修正することはないというふうに説明されております。これは、つまりは公に務める者、公務員として、こういった内容の修正はないというような形でも聞こえるんですけども、あり得ないというようにも聞こえるんですけども、そういうような意味合いで、こういうような発言があったと感じますか。
- 証人（中村修一君） 根底は、それは当然、公務員ですからあると思います。今回それを申し上げているのは、私どももそうですけども、今回のシステムというか、仕事のすみ分けというか、分担といいますかね、システムとして特定の誰かが何かをしてということで、みんなが知らないことを勝手に変える、そんなことはもうやりようがないんです。それは現場で作業を確認していただければ分かりますけども、誰か1人が文書を作って、その人が、例えばホームページにアップしたりとか、そんなことは一切できませんので、それから、当然、様々なルールというのは、それは市町での担当者会議、それから事務局とコンサルやり取りも当然ありますし、それから、最終的には選定委員会のほうが様々なルールについては決めてまいりますので、そこでの決まったこと、それは

常に情報共有というのはその都度なされておりますので、メールとかそういった形でもやっておりますし、もちろんそれを踏まえて会議でもやっておりますので、そこで、例えば誰も言っていないこととか、言ったことと違うことを誰かがやる、そういうことはそもそもできませんし、やったとしても、その情報といいますか、その文書とか、書類とか、データを勝手にホームページに載せるとか、それもありません。ですから、システム上もあり得ない、そういったことも含めてできない、やろうと思ってもできない、そういったイメージを……。

○委員長（丹尾廣樹君）　そして、最終報告だと思っておりますけども、議事録の中で、副市長は修正について、ほとんどが文言の修正というような形で説明されております。実際は、宮田委員長が報告した訂正箇所以外、公告内容に関わる部分の修正っていいですか、公表されない部分での修正という部分が行われておるのは現実、あります。今でもそういった部分で、文言の修正だけだったと、こう言い切ることができますか。

○証人（中村修一君）　その中身が変わるようなものを勝手に変えたということを、今、御指摘されているんですか。

○委員長（丹尾廣樹君）　いや、そういうことじゃなくて、それは公表すべき——入札という制度の中で、その応札者というか、そういった部分で公表すべきことを公表しなくて、また、公表というんですか、後でこうずっとやりますけれども、その途中での手続というのか、そういった部分が守られていなかったという部分についても、今、我々は調査しているわけですけども、こういった部分では、やはり……

○証人（中村修一君）　すみません、おっしゃっている意味が分かりません。御質問の意味が……。

○委員長（丹尾廣樹君）　それでは、また具体的に聞きたいと思います。

そのときに説明された宮田委員長からの入札公告の修正は、地元貢献の点数だけだったとのことでした。その他は説明されておらず、鯖江選出の議員から、臨時組合議会の事前説明資料の中でのことを持ち出され、そんなことはないだろうということで紛糾しました。そのときの同様の資料、9月15日の資料を持っていたのは、鯖江市の議員だけであったわけです。組合議員だけ。他の市町の議員は持っていないということで、またさらに紛糾したわけです。その後、入札公告の訂正箇所が出されてきましたが、点数以外にも多々あることが分かってまいりました。これが、一応、文言だけというような調査で済ましたことの報告とは随分違っているなというような印象を受けますけれども、このことにつきましては、日にちもたってきておりますけれども、相当違ってきているなというのが私の印象ですけども、さきの報告のとおりであったと、今でも自信を持って言えますか。

○証人（中村修一君）　先ほど、何ていうんですかね、いわゆる改ざんですとか、勝手に誰が変えているとか、そんなことはできませんし、確かに、その調査委員会で資料は全部見ていると思います、調査委員も。いずれにしても、今回の最終的な結論の中でも、そういう手続とか、もろもろの事については問題はなかったらうと、

そこはお認めいただいていると思っておりますし、ただ、説明の仕方とか、不備とか、それから、今ほどおっしゃいましたように鯖江市の議員さん、それから越前町の議員さんというふうに分けての説明とか、それがちょうど、今回の作業は大体5月ぐらいから始まって夏ぐらいまでにある程度押し上げていく、短い期間で相当のボリュームをやっ
ていかないといけない。その中でもう本当に1日1日、特に後半になってきますと、内容が変わるんです。そういう中で、1週間ぐらいあれば当然、そのときそのときの状況
の中で変わってくることはあると思っております。ですから、そういったものはもうその
都度、昨日言ったことが今日変わっている、それはなぜ——そのなぜというのは、その
過程は必ずあるんですけども、それを節目、節目でそれぞれの議員の皆様にお示しする、
そのタイミングとの差というのはあるかなと思っております。ただ、一つ一つの項目に
ついては、必ず一定のプロセスの中でやっているんで、誰かが勝手にやって、誰も知ら
ないのにやった、それは基本的にございません。

○委員長（丹尾廣樹君） 実に入札という部分、競争入札ですね、総合型ってについてはお
りますけども、競争入札というのは、数社で競合し、いろいろ競い合って、コストダウ
ンを図ったり、そういった部分で行われるわけですね。最終的に、そういう成果という
とか、そういう審査の中で落札者というものが決まってくるわけですけども、結果とし
て、残念であったのは、1社が途中で下りられたというようなことでありました。これ
は、そこに午前中の証人の中でもちょっとあったわけですけども、やはりそろってあっ
て、入札の最後までやってほしかったという希望があったというようなことにつきまし
ては、そういう表現がありました、結果として残念だったなという部分は否認しないと
思います。

それで、証人は、神鋼環境ソリューションが下りた理由を明確に、そこまで来たんだ
から聞くべきだと。下りた理由を聞くべきだというような形で組合議会のほうの求めに
対して、様々な理由はあったとは思いますが、できないと、聞けないと、こういう
ようなことの説明をされておりました。非常にこちら側というんですか、入札に瑕疵と
いう部分が含まれているとしたら、やはり自分たちがそういう部分に対して正面からや
っぱり向き合って、そういったことの、なぜ下りたかという理由を探るということも必
要だったのではないかなと思います。というのは、やはり相当、鯖江市にとって、これ
は全体の七十数%というような形で持分がありますけども、それだけの大きな、1年の
予算ほどのものが出るわけですから、そういう瑕疵の部分が、今後のやっぱり鯖江市に
も、いろんな形で影響が出るということもありますので、こういった部分を身内の中
でもきれいにするためにも、やはり先方にどういったことでこの入札に対して不都合を感
じて下りられたのかというような、聞くべきだったのではないかなと、このように思い
ますけども、いかがでしょうか。

○証人（中村修一君） 以前も似たようなことを、どこか委員会だったか伺ったような気
もしますけども、いろいろ、今、委員長がおっしゃいましたように、前半の部分の思い
は、私も本当に同様でございますし、ある意味、委員長以上かな、ここにいらっしゃる

どなたよりも私は強かったぐらいの思いであります。ただ、それは委員長も、下りられたというふうな表現されましたが、平たく言えば一般的な言葉かもしれませんが、今回、今おっしゃっている方は、入札にまず参加そのものを、参加意思も表明されていないんですね。入札というのはまず——指名の場合もそうです、今回もそうですけども、まず参加をさせてください、そこから始まるんです。事前のやり取りとか、それは全然別の話としまして、入札という手続、そこは本当にやっぱり厳粛にルールをつくって、今回も水準書とか、入札の公告やっていますけども、そのルールにのっとって、それは、私ども発注側がこういうルールでやります、これでお答えください、こういう形で応じてくださいって、お示しをします。それに対して、どういう理由かは分かりません、それは。関心なかったのか、それとも何か、その理由こそ分かりませんが、だから聞けとおっしゃっているんでしょうけど、その段階で事務の当事者として、その理由、なぜですかというのを聞くのは、通常あり得ません。入札の過程の中で、業務の中で私ども通常やっていますのは、最終的に応募もしました、札も入れました、契約まですることになりました、そこで、すみません、下りますっておっしゃった場合、その場合には、なぜですかというのを聞きます。そのときは当然ペナルティーがございます。それ以外の場合、一般の入札の中でもやっていますけども、何らかの事由で辞退をされる方というのはございます。その入札辞退された方に、何でですか、出てほしかったんですけど聞くことは、もうこの入札をやっている中での、いわゆるその世界の常識の中では、ございません。それから、今回は特にそういう入札、で、それをおっしゃったのは、まだ入札の最終はどこまで捉えればいいのか、本契約なんだろうかな。その間の途中の段階というのは、まだそういう、お互いが相手もいて、緊張感を持って、当然それに手を挙げて、私どもが示したルールに応じていらっしゃる、そういう事業者さんがいらっしゃいます。その方がいる中で、そうでない方にどうですかと、それを聞くことは、通常は感覚としてもあり得ない。むしろ、できないと思いますし、よしんば、これは私の主観ですけども、お願いしても、本当の理由というのがお聞かせいただけるかどうか、それすらも私は難しいと思っています。そんなもん企業秘密の最たるものだと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 入札への意思表示を確認した時点で、組合も議会も、当初は2社ということで、この事業に対する——2社以上でもなおよかったわけですけども、2社ということでこの事業に対する入札を考えてきたという経緯があると思います。これは午前の喚問のときも、できたらそのまま続けてほしかったというようなこともありますが、条件という部分でというようなことだったと思いますが、公告においても随所に、2社だから成り立つものが見受けられるような部分をセッティングされています。セッティングというか、作られていますね。これについても1社になってしまうと、非常に本市というか、この……側というか、このいわゆる広域衛生組合、こういった部分、……としては非常に損失があったのではないかなというふうな考え方も出てきます。この実施方針からの入札公告への内容変更によって、下りてしまった中で、これだけの高

額な入札において、その透明性とか、入札公告の瑕疵部分の確認というのは、私としては当然行うべきであると考えておりますし、かたくなに断った今の副管理者——断ったわけではないですけど、来ていていないという部分については、何か違和感をちょっと感ずる…、これ個人的ですけど、思います。参加表明を行った時点で、企業側にも下りることに対して、やっぱり説明責任というのは発生していると考えるのが普通ではないかなと思うんですね。その内容の、もう一回見直しというんですか。実際に、その原因部分を知っていたからこそ、例えば、森川さん——個人名を出して申し訳ないですけども、森川さんは、勇気を出して公正取引委員会へと告発したということだと思えます。

また、いろいろな自治体にお聞きしても、競争入札において、通常は1社になった段階で、その入札を中断した上で、内容の精査を行って、適正に検討した上、再入札をかけるのが一般的でありますけれども、この総合型というのは、ちょっとそこらのところの考え方というのもありますけれども、再入札をかけるという部分もあったのではないかなと思います。

ましてや……

○証人（中村修一君） ちょっと長い……

○委員長（丹尾廣樹君） 2社における入札にこだわって、そして、2社が参加するという意思を示していたものが1社となったとしたら、これは、どの段階で、どうなったかというような、その経過を探るのは、当然いろんな方法をもって取り組むべきことではなかったのかなと思いますけれども、やっぱりそういう、ちょっとそういった部分で、今、残念さというんですか、そういった部分については、個人的にどんなふうにお思いでしょうか。

○証人（中村修一君） 委員長、ちょっと長いんで、私、全部拾えたかどうか分かりませんが、もう少し短めでお願いできたら、もう少し答えやすいと思います。

まず、実施方針が変更されてとか、瑕疵の部分、この辺は、私、その瑕疵っておっしゃるところが具体的に分かりません。どこが瑕疵なのか、それをはっきり御指摘いただければ、お答えできると思います。

今ほども森川さんが出されたという文書のことを引き合いに出されましたが、その中で、原因部分を知っていらっしゃるということで、今おっしゃいましたね。そうであれば、そこを具体的にまた——あの文書、私知る限りは、何か抽象的な言葉ばかりで、全てですとか数々、何かそういったもので、具体的にお示しはなかったと思っております。

それから、まずその参加表明、これは先ほどお答えしましたように、今回は参加表明そのものを行われたのが1社だけなんです。参加表明そのものをされてないんです。今、委員長は行っていたのに、何で参加表明を行わなかったのかを聞くべきというふうにおっしゃったかと思うんですけども、そもそも参加表明——ごめんなさい、参加表明をしているのにやめたっておっしゃっていますけれども、参加表明もされてないんです。ですから、その段階で参加表明されてないというところは、今回、結果的に1社でしたけれ

ども、参加表明されたところは1社だけ、それ以外は、確かにこれまで相談というか、いろんなヒアリングしたのは2社ございました。ただ、可能性とすれば、もう全国ほかにもあります。そこが絶対出ないという、そんなもんは確率の話で、そういう段階での認識自体が、ちょっといかがかなと思います。参加表明も、参加しますって、それもされていないんです、今回の方は。今、下りられたとおっしゃっている方は。内容の見直しが云々とありましたけど、それは、よく改ざんとか、本当にいろんなことを言われていますけども、皆さんお手元にあると思うんです。それを御覧いただいて、どの項目がどっちかに有利とか、こっち不利とか、そんなところは具体的に皆さんの目で御覧いただいて、あるいは専門の方でもいいですよ、御覧いただいて、そこ、これは明らかにというところが、例えば特定のところに対して有利、それがあつたら御指摘いただきたいと思いますし、思いとしては、私どもが求めるものがそこに入っているというふうに思っております。

今回の場合ですと、これはもともと配点とかも高かったんですけども、発電、エネルギー効率、そういったところには6.5点というところで、60点のうちの11点分そこが持っていています。ですから、それは、そういった形で売電ですとか、いろんな経済的なこともあつて、財政的なこともあつてありがたいというのこともあつて、高くしております。

それから地域貢献、これが相当…なっています。もともと6点やったところを2点増やして8点にしました。ただし、そのもともとの6点というのは、全部、いわゆる定性評価、皆さんが主観、審査委員が主観で同じ意見、話を聞いて何点にするかを決めるような、そういう採点。そのうち今回は、それを3点の部分は、いろんな活動とかそういったことに振り分けましたし、5点につきましては、直接的な経済効果、地元への地元貢献、経済効果というところで評価をしたいと思っております。ちなみに、これは隣接というか、お隣の、そこはさらにいえば、今回、私どもに参加していただけなかったところが最終的にお取りになられている、そこも全く同じ。地域貢献8点、3.5点でございます。ですから、地域貢献を求めるといのが、もう当然のこと、地元でどれだけ—当然、税金を使ってやることですから、そのうちできるだけ多くを地元で還元してほしい。その今回の5点の中で採点といいますか、判断したいと思したのは、金額ではございませんので、そこは誤解されないようにと思います。あくまでそこは、思いを聞きたい。金額の部分は、価格点40点、非価格点、価格以外の要素を60点でやっています。価格の分は40点で十分、当然安いものが欲しいです、ありがたいですけども、価格点は40点、非価格点というところがございます。そこは、いろんな思いとか、方針とか、そこを確認するところがございます。ですから、そこに持っていつているのは、具体的な金額ではなくて、いわゆる思いです。例えば、安い金額、100億円で全体の事業をやりますとおっしゃいました。下請に半分の50億円を出すとしました。ただ、このときのこの方の点数の割合は50%ですよ。片や200億円でやっていました。でも、例えば、地元で回す分は20億円ですよ、10%ですよ。そうすると、評価とすれば、私ども

はその、結局この50%、10%、それで評価をしようということですから、思いですよね、全体の中で、どれだけ地元に対して渡そうとしているか、その思いの比率で相対的に考えようとしています。ですから、地元にとす金額が1銭もないよって言われるところがあれば別ですけども、それはそんなところはそもそもが論外なんで、通常はそうであれば、一生懸命そこを、地元の同じ仕事であれば地元に出そうと、そういう思いが働くと思っております。そういうところを酌み取れるような、そういうふうな考え方で、今回の計算式を御覧いただければ、そこは御納得いただけると思うんですが、そういうふうに位置づけております。ですから、価格点とは全然、一線画して、思いを比率で評価をしたい。そういったところでやっております。そういった意味では、今おっしゃるように、2社あって初めて成り立つところもある。それは1社だったら、1社ですから、もういずれにしても満点なんで、価格点も同じです。満点なので。それはいかんともし難いですけども、そういう意味からもやっぱり、そもそもが複数出ただけ、そのための努力を最大限事務局はやってまいりました。そのために何をしたかって言うと、やっぱり公平です、公平性と競争性、もう一つ大事な点が、やはりイメージとして、これまでのところが有利でないか、それは必ず持たれると思います。ですから、そういった印象を少しでもないようにしたい、これから求めていくものがどうか、これまではこれまで、これからはこれからですから。その評点、地元のお金というの、新しいものを造るためのお金の部分、それから、その後、造った後20年間、地元いろんな、雇用ですとか、そういったところでお願いできる部分、それを評価したいと思っております。

ごめんなさい、長々と。

○委員長（丹尾廣樹君） 私もちよっと長くしゃべりましたけども、証人のほうもしっかりとその内容について伺ったわけですけども、証人は、入札公告を作成する委員でしたね。最初の段階から、いろんな委員をなさっていたと思う。また、入札を審査する選定委員にも入っていらっしゃいますね。しかも、組合の副管理者でもあられたということで、全て仕切れる立場というんですか、そういう部分の企画部分、入札公告の内容について、今おっしゃられたようなことを全て統括されるというような立場にあられたということでございましょうか。

○証人（中村修一君） 私は、細かい具体的な現場の事務については、基本的に事務局がやりますし、それから、事務局では分からない部分、それから全国的にいろんな資料を集めたりとか、事務的な補助のことはコンサルの方、役割分担の中でやっているとっております。私のあれは、基本的に事務局の中でいえば、やはり監督的なところだと思っておりますので、基本的な方向性、今ほど申し上げました公平・中立に競争性を最大限発揮できる、そういったことは、かねがね事務局には、毎回毎回それは会議のたびに、その方針だけは伝えている。それが一番だと思っております。そうした中で、中身についてはいろんな方、コンサルさんも、それからメーカーさんといいますか事業者さん、一番詳しいのはメーカーさん、事業者さんなんで、そこしか御存じないことはそこ

に伺うしかありません。ただ、それに対する評価の仕方について適正かどうかというのは、コンサルさんですか、ほかの方の御意見も伺いながら進めてきたつもりでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） その組織的な部分については、命令系とか、そういった決裁系とか、午前中の方にもお聞きしたわけでありまして、今、言われたような形でも幾つものトップの立場のある方ということで、これははっきり申しますと、影響を随分与えることができる存在ということが言えると思います。

そう申しますと、このこと自身が何か、やはり逆に言うと、いろんな立場でそれをつくって、こういうような形でやるということにお決めになって、そして、それをまた施行するというか、現場で選定委員会としてそういうようなことの運営もできるとか、それから、組合の幹部というような部分での権力もお持ちだろうと思うんですけども、こういった中でやること自身というのは、やっぱりあるリスクも伴うと思うんですけども、これについて、いろんな形で問題であるなというような形の問題の提起というのは、組合からもなかったわけでしょうか。

○証人（中村修一君） それは、私がそれを例えば、故意に何か問題ないことを私の一存でやれるんじゃないかということをお指摘されているんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

○証人（中村修一君） それは先ほども申しましたけど、仮に私が全然違うことを、今やろうと思っても、それはできません。じゃなぜってというのは、必ず私はその都度、仮に私が物を言うときには、必ずなぜというのは説明をしております。逆に、中で仕事やるときは、全てそれは確認しています。なぜ、そこがなくてやるということ自体は、それはもう本当に不誠実だと思っていますし、ですから、それは、ただ自分が言っていることを、どういうんですかね、はっきりいって、あの中で私が勝手に決めたことなんて、何ひとつないですし、むしろ教えていただいたりとか、いろんな価格の設定ですとか、そこらについても、こういう理由でこうしたほうがいい、そういったことで疑問点とか、それは当然、公平中立、競争性という中で、こうしたほうがそうなるんじゃないのというのは、私の思いとして、私の知っている限りの中で、思いとして提案はしますが、その中で議論をして、それはそうでないこと、当然、変わったこともあります。今回ですと、できるだけ私どもは安いほうがいいと思っていましたけども、それは、一定の……を取ったほうがいい、それなんかは周りの意見を聞きながら、そういう設定もやっております。ですから、それは、思いとしてはみんなと共有しながら、それを実現するためには、みんなの話を聞きながら、まとめながらというのをやっております。それはもう本当にあれでしたら事務局で私が何をいつも言っていたかとか、勝手に自分で1人で数字が低くてやっていたか、そんなことは絶対あり得ないと思っておりますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 地元貢献金額割合というのがあったと思うんです。いわゆる地元、地域貢献とか、そういう部分の内容の部分で6点というのは、2点増量されて8点になったわけですね。そのうちの3点の部分と5点の部分と作ったと。その5点の部分は、いわゆる非価格要素というような部分の金額——金額というか、この体系を見ま

すと、2つあったと思うんですが、そのうちの5点ということは、それが入札価格の評価の後に、それも審査されるということであったと思うんです。これは非常に画期的な考え方だなど、こんなふうに思ったわけですけども、こういったものというのは、副管理者は、証人の場合は、理系のほうの出身で計算も得意だろうと思うんですけども、こういった部分をどこでも見たことがないんですけども、これはどのような形でこういうものを作られたのか、これは、そういう何というか、モデルがあったわけですか。

○証人（中村修一君） いや、今回のやつ、もともとの価格の比較の仕方もいろいろあると思うんです。価格点40点の部分もそうですよね。あれも少ないほうが40点で満点で、それに対してその比率でやっていると思うんですよね。それも、ほかの方法もいろいろあります。通常だったら、指定管理者の管理料とか、いろいろありますよね。それも同じような形でいろんなルールがあり、パターンがありますけども、今回の場合は、先ほども申しましたけども、あくまで…、もともとは、あそこの部分は地元企業さんに落とす金額と金額、片方は幾ら落とす、片方は幾ら落とすという、その金額同士の、結局、価格点でやっているのと同じようなことをそこでもやったらというような話でした。ただ、そうしますと、それは一旦、価格点でやっているでしょと、40で。それがここにまた来るとダブル計上になるだけで、それは確かに地元にとす分ってなるかもしれません。それはちょっと違うだろうというんで、それを表すのはどうするか、それは私もさっきから言っているように、事務局がみんな知恵を出し合って、こうしたらと。それは先ほど申しましたけども、全体の中で、地元にとすのが幾ら、それが高いところがやっぱり地元への貢献度は高いでしょうと、思いとしてですよ。非価格要素、あそこは思いを、ですから捉える、それは私ども考えてやりました。そこを定量化したいのは、結局、審査委員さんも同じことを言うんですよね。結局、同じことを聞くんです。そうすると、実態は同じなんですよ、実態は同じなんですけど、それでも審査員さんの感覚で違う評価になるんですよね。それって嫌なんです、審査員さんも。何が適正かも分からない。それぐらいなら定量化をして、その定量化のルールだけは、できるだけ客観的に説明ができるような。ですから、結局そこは、最終どれぐらいの差がつくか。ゼロはないですわ。地元企業さん、JVの構成になるという段階では、もう既に出資比率がありますから、うちは最低10%出しなさいってありますよね。2社あれば20%も出すんです。建築……。その分は当然、地元の貢献のところにも反映されてきますので、ゼロということはJVを組む以上は絶対ないんです。

すみません、長くなりましたけれども、そこについては、私どもが知恵を出し合って、考えた。それがベストかどうかは分かりません。ただ、今回はそういう形で、それはちゃんとそういうルールでって公平にお示しをしていますので、少なくとも地元にとす割合が多いほうがいい点数になる。だから、同じ仕事なら地元にとすとしておこうか、そう思われたところが点数が高くなる、そう思ってほしいという意味で、あそこは設定をしております。

○委員長（丹尾廣樹君） それは、何社か、できたら2社以上あった場合には、それは非

常にすばらしい考え方の、競争の部分では非常にいいことだろうと思うんです。いわゆる、地元貢献をすることによって、自分がその上位に行けるというような一つの仕組みでもありますけれども、ただ、1社の場合は、それが非常にちょっと、午前の証人の方にもちょっとお話ししたんですけど、1社だったら、そこが仮に地元貢献金額というのが、比較の意味がなくなってしまうので、非常に使い方としては、1円でも非常に満点取れるというような形にもならんかなという思いもちょっとございます。

それとか、あといろいろありますけど、地元企業と地元企業などというような、こういった、割とこういう企業等というような定義の仕方もありましたけども、こういった部分についても、やはり考えてみますと、それだけ、鯖江市とか越前町というのが地元というような形だと思えますけども、こういった枠を、逆に極端に言うと日本全国というか、それにも広げてしまうような部分にも取られかねないんじゃないかなと。そういうおそれは今のところはないですけども、考え方としては、営業所の持ち方とかそういった部分、営業所とはこういうものですよというような形とか、その辺の意味づけというのが、何かちょっと曖昧になったかなというふうな感じはいたします。そういうようなことをいろいろ考えますと……

○証人（中村修一君） ごめんなさい。今おっしゃっていることは、全然、曖昧でございませぬし、地元企業というのは、皆さんのお手元にあると思えます。あくまで鯖江市、あるいは越前町に本社、本店、これがいわゆる主たる事業所、主たる営業所。営業所じゃないですよ、主たる…。混同しないでほしいのは、単なる営業所でなくて、主たる営業所です。主たる営業所というのは、皆さんお調べいただいたらすぐ分かりますけど、1か所なんです。いわゆる本当に統括している、管理している、実際にやっているところが、主たる営業所です。ですから、何かちょっとほかのところであって、おかしな話というのがあったのが、お隣の、そこは全然地元企業に全く入りませんから。それから営業所等というのは、あ、地元企業等ですかね、というのは広げてはいますけども、あくまで、この鯖江市、越前町の中で、そういった事業活動をしていただいているところ、それは別に本店がどこにあってもいいですよということをあえてそこで説明をしています。はっきりするようにしております。全然、ここに営業所がないところは関係ないですけども、営業所があってやっていらっしゃるのであれば、そこには一定の雇用もあるでしょうし、そういうところについては少しでも、それ以外のところを、例えばほかの市町にあるものを使われるよりは評価をしましようというふうに考えております。

ですから、そもそも主たる営業所ってあえてもう明言、言い切っているんです。それというのは、極端に言えば、今回、何かいろいろ議論あったと聞いているんですけど、田中建設さんは全然該当しません。あそこは地元企業ではありません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

○証人（中村修一君） そこは誤解ないようにしてください。あそこが、仮にここに営業所があったとしても、その営業所は、自分の会社は自分のところへ下請に出すことはありません。ですから、下請としても、そこへ出したものとか、そこが扱ったものはカウ

ントはされません。

ですから、今回、地元企業というのは、フクシンさんとかサイトさんとかやっていますよね、あそこは地元企業です。そこに落ちたもの、そこが仕事をしたもの、元請のJVでもやったこと、それから、そのJVさんから、例えば、下請けさんでいった部分、その分の、そういったところについては、いわゆる地元企業として、加算、地域貢献としての配慮がされますけども、田中建設さんの営業所に仮に通したところで、受けたところで、一切その加点はございません。そこはもう歴然としていますので、誤解のないように。分かりにくいかもしれませんが、それが主たる営業所です。営業所と、主たる営業所は全然別です。いわゆる、ほかは、主たる営業所以外は全部、従たる事業所なんで、それは幾つも持てます。JV組むのは、主たる事業所1社だけです。

○委員長（丹尾廣樹君） では、ちょっと質問を変えますけども、選定委員会についてですが、当然、委員長が進行していくわけですが、それにはシナリオというものがあると思うんです。こういった委員会は、よほどのことがない限り委員長もそのとおりに事を進めていくものですけども、このシナリオについて、証人は、組合事務局から相談された上で決裁をしていくものだと思いますけれども、証人はもとより、市長もシナリオの内容を確認をしていたとの認識でよろしいのでしょうか。会議のシナリオです。

○証人（中村修一君） シナリオについては、全く関知していません。基本的には、目次とか流れはありましたけども、御発言されることの云々は全然。

○委員長（丹尾廣樹君） 先日、奥村委員長さんの喚問をやらせていただいたときです。そのときにいろんな、その委員長さんから、当時の関係資料を見せてくださいということで提出を受けたわけですが、その中に令和4年6月18日の入札の選定会における審査のシナリオがあったわけですが、その賛成に対する発言に対して、立場のある委員の方をお願いしてありましてね、委員に賛成を促すよう記載されておりました。例えば、会場から了承の声ということで声を上げてもらうということで、これは、いわゆる選定の一番最終段階の日でしたので、声を上げてくださいねということで、委員の方に、この委員会では3回、了承ということをお願いしてあったわけですが、というのは、委員に賛成を促すよう記載されているということは、このことは、シナリオを事前に確認している、証人も当然これ、こういう重要な会議ですから、こういったことのシナリオは確認されていると思いますけれども、この内容について御存じですかね。

○証人（中村修一君） いや、そんな確認したこともございませんし……。

○委員長（丹尾廣樹君） これは、作ったのは組合ですか。

○証人（中村修一君） 事務局がやっていると思いますけども。

○委員長（丹尾廣樹君） これ非常に、選定委員会というのは、選ぶわけですから、非常に正当でなければならぬわけですが、特に正当に判断を求めるはずのこの委員会において、立場がある人からの発言は非常に重いと思うんですね。この他の委員は、この方が了承しますという、了承というような言葉を発すれば、皆さん黙ってしまうと思うんですね。そして、そのまま、その声に従ったように同調してしまうというようなことに

なると思います。これは他の委員——ましてやこの委員のほとんどは、そのほかは鯖江市と越前町の役所の職員さんですね。当然、証人も入っておられますけども、役所の職員、部長級です。こういった方が入っておられます。このような選定委員会において、このような工作が行われていましたね。まともな選定委員会と、これは言えるでしょうかね。証人は、組合の副管理者として、しかも選定委員でもあるわけですから、これが本当にまともなことと、正面切って言えるのでしょうか。その見解を求めます。

○証人（中村修一君） それはもうあまりにも、今おっしゃったのは、誰かが発言したら、同調してしまう。それは、私はないと思っています。中身が妥当であれば同調というか、皆さん賛成すると思いますし、そうでなければ、私も含めてそれは反対します。納得いかないことは。それ当然です。そういう気風というか、その会場はそういうもんだと思っています。いわゆる根回し的なことは一切行っておりません。それはもう、どの委員さんに確認されてもいいと思いますし、事務局から、そんなことはあり得ませんし。

○委員長（丹尾廣樹君） 選定委員会でそういうような会議の内容で決めていったということもあったとしたら、どんな対応を取られますか。

○証人（中村修一君） ですからもしそれが……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人はそれに関わっていないということであれば、やっぱり調べて……の防止というような形で、また、こういったことについて、やはり世間的に広がるという場合も考えられますので、非常に危険な状態だと思いますけど、どう思われますか。

○証人（中村修一君） シナリオに云々というところで、ちょっとおっしゃっている趣旨がよく分からないですけども、それは例えば、発言力ある人って誰のことをおっしゃっているんですか、そこは。

○委員長（丹尾廣樹君） 個人の名前を出す……

○証人（中村修一君） 個人というか、そこまで書いてあるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 書いてあります。

○証人（中村修一君） それって、私ではないですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、それは違います。

○証人（中村修一君） 違いますよね。それは、もう本当に私も全然、存じておりませんし、さっきも言いましたように、もしそこで本当におかしいことがあれば、それは、ほかの例えば委員さんもいらっしゃいます。本当に議事録を皆さん御覧——第3回とかもあるんですよ。御覧いただいたら分かると思います。あの雰囲気です。ですから、本当に皆さん、本当に疑念があることは率直におっしゃっていただいて、誰かに迎合するとか、決まったことをしゃんしゃんなんて、そんな感じは全然ないです。

○委員長（丹尾廣樹君） 実際的にはしゃんしゃんに行くための一つ、工作だなというふうに私は感じます。

○証人（中村修一君） 解釈だと思うんですけど、そんなことは、現場でも誰も思っておりませんし、それこそ……

○委員長（丹尾廣樹君） たまたま、その見せていただいた、いろんな当時の入札公告の間際とか、そういった部分の含めたいろんな書類の中にそれが入っていたので、それが数回となくそういったことがなされていたとしたら、それは重要な問題じゃないですか。調査の必要あると思います。

○証人（中村修一君） それは普通、例えば、今回ですと委員長とか、多分、町の方にされているんですか、その提示は。ということですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですよ。

○証人（中村修一君） それは町の方とのあれだと思いますけども、私どもにはそんなの一切ないですし、仮にそれ、そこのシナリオはどうであれ、そこは町の方がちゃんと仕切られると思いますし、どういう理由でそんなシナリオになっているかは私も分かりませんが、少なくともみんな、何というか、学芸会的な、そんなことをやっているものでは決してございませんので、そこは選定委員会の名誉のためにも強く否定をさせていただきたいと思います。

仮にシナリオがそうであったとしても、中身については、みんな真摯に、本当に自分の持てるものを、知識やノウハウを全部出し切って——そんなの当たり前の話……

○委員長（丹尾廣樹君） もう過去のことになっていますので、それを調べられて……

○証人（中村修一君） 過去というよりも、でも、そういうことをおっしゃること自体が、委員会に対する、私は本当に寂しい気持ちです。だから、そんな委員会やっていませんよ、そんなことで、そんな思いで、どの委員もやっていませんし。

○委員長（丹尾廣樹君） これ現実なんですよ。

○証人（中村修一君） 現実……。

○委員長（丹尾廣樹君） どう言われようと、こういうような内容で行われていたということは注目に値するなど、こういうふうに思います。

休憩いたします。再開は4時30分にさせていただきます。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時28分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

では、尋問を続けさせていただきます。

先ほどの尋問の中で、立場ある委員の方に賛成を促すようなことを言った事実を、知っていますかというような質問があったと思いますが、私のほうからあったと思いますけども、それにつきましては、一応、提示させていただきます。ここにございます。

○証人（中村修一君） 意見……

○委員長（丹尾廣樹君） 次の質問に参ります。

○証人（中村修一君） コメントはよろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） これについては、御存じなかったわけでしょう。

○証人（中村修一君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしたら、適正な処理をお願いしたいと思っております。

○証人（中村修一君） どういうんですかね、次にいく、何というか合図みたいなところですね、それ。ですから、中身をこっちに向けるとか、そういうのでは全然ないと思いますし、実際、先ほども言いました議事録、皆さんに現物をお渡ししていると思うんです、全録を。それを御覧いただければ、実際の流れはそれなんです。ですから、そんな、委員長先生がそれを持っておられて、それに基づいて進行されたのかもしれませんが、実際は、議事録に一言一句載っていると思うんで、意見があれば全部言っていますし、なければ、意見があるのに、それはないと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） なら、ちょっと質問を変えます。

次に、池田町などへの働きかけ工作事案について伺いたいと思います。

このことを証人は最初知らなかったと、議会において発言されております。その後、聞いていたと発言を訂正されております。実際は聞いていたということによろしいでしょうか。

○証人（中村修一君） はい。訂正というか、その同じ時期だと思うんですけども。

○委員長（丹尾廣樹君） では、この件は市長も知っていたんですか。

○証人（中村修一君） ちょっとはっきりそこは分かりませんが、お伝えしていたかもしれませんし。

○委員長（丹尾廣樹君） 一般質問とか、そういった部分でも大分ありましたので、そのときにまた知ったという可能性もございますよね。

○証人（中村修一君） 一般質問。

○委員長（丹尾廣樹君） 議会の一般質問で、こういった件について何回もやられましたので、この現実を市長も、今はもう御存じだろうと思うんですけど。

○証人（中村修一君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 以前、証人も出席の組合議会の協議会において、実は、先ほどの内部調査でも申し上げましたけれども、組合の説明の在り方について問題になった経緯がございます。これはどういうことかといいますと、この入札において、公告前に組合からの説明があるんですけども、それぞれの市町でばらばらに行われておると。これは場所が離れていますからばらばらに行われることはあるとは思いますが、実際に、例えば、組合議会とか全員が集まるという機会、私のところそんなこと聞いてないよというような、事務局から聞いてないよというようなことが多々あったわけです。それで、組合議会のほうから、聞いてないことがいろいろ多過ぎるし、市町によって組合の対応がちょっと違っていたりします。説明をしていたり、してなかったり。こういうようなことで困るというクレームがありました。それを受けて、石川議長がその席上で、今後、組合からの一切の説明は、全議員の前で行うこととするというようなことを、証人もいる前で、全議員の賛成をもって決めておったわけですね。これは覚えてますか。

○証人（中村修一君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、今回、池田町議員や、福井市の組合議員さんへの行

動ですね、これは何か、個々にそういった部分を伝えるというようなやり方でもあるんじゃないかなと思うんです。その一つのルールを破る行動でもあって、池田町議員には議案説明のための事前説明などと、意味が分かるような分からないようなことを伝えて行ったという事実がございます。当然、こういったことを行うのであれば、最低でも議長に確認を行うのが、一つの、以前決めたルールでもあります。証人も行くことを知っていたのならば、止めるのが当然であり、また、その内容においても、同行職員が暗に賛成を求める発言をしてしまっています。

なぜ、組合議会での取決めに破ってまで、ましてや職員の倫理に関わることになることを止めなかったのかという部分について、お伺いしたいと思います。

○証人（中村修一君） これたしか以前にもそういうお話あって、そこもお答えをさせていただいたと思っていますけども、そもそもその、今回、先ほども申し上げました、いろんなばらばらに説明をしていた。それはさっきおっしゃったような新しいことですよね。それについてはばらばらに説明することによって、そごが生じたり、特にこういう途中経過的なものといいますか、進行中のものについては、そういったものがあると思います。今回、私もそうでしたし、事務局についても、やっぱり一番、思いとしては、自分たちが不正なことは一切していない。そういった中で、いろんなうわさが出て、いろんな疑念を持たれている、そういったところもある。その部分を払拭したい、その機会については、もう常に求めていた。そこを御理解いただきたい、その一心だったと思います。

ですから、先ほど言いましたけども、一旦、そういう不正なものはなかったとって再開をしていただきながら、途中で公取に出た文書、それが出た途端に、そこから、それが何といいますか、バイブルみたいになってしまって、そこにあるものが全て正しくて、そこからちょっといろんなうわさとかがまた再燃をしたというふうに思っております。それを払拭したい、それはそうでないということを払拭したい、事務局も含めてそれだけだと思います。そういった機会があるのであれば、それはどういうんですかね、いろんな方に、それはもう自分のところの名誉を守る話です。特定のものを何とかというんじゃないくて、そのための場ということで、事務局職員は認識をしていると思っております。あくまでそういった自分たちに身に覚えのない不正といううわさとか、そういったことが出ている、そのことを払拭したい。それが何もないんですよということを改めてお伝えする。そういった場でございますので、中身を何か、今回の新しい、今度事業をするとか、そんなことを説明に行っているわけではございませんし、前回、録音のやつも聞かせていただきましたけども、そんなことは言っていない。ただ、こういう流れの中で、いろんなうわさがあるけども、それは誤解です。私どもは何もしておりません。そのことを訴えていた、そういう内容だったと私は思っております。ですから、場合によっては多数派工作ですとかそういったふうに見えるよ、それはおっしゃるかもしれません。私も本会議でもそういうふうに見えるのであれば、そういった点には今後気をつけますということでお答えをしております。それはあくまで外見的な、形の上での

見え方だと思っております。その動機というか、思いについては、ひたすら自分たちが不正なことをやっていない。事務局はもうそこしかございません。そんな中で、事務局から見れば、違った判断なされてしまうかな、そこはやっぱり一番危惧していたと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 実際のところは、組合の事務局の職員さんが、このときは組合議員ではない玉邑議員、それから福原議員、鯖江市はそうですけども、それから越前町の佐々木議員、この3人を車に乗せて迎えに行き、相乗りで池田町へ行き、そして、池田町のベテランと新人の組合議員さんですけども、ここへ今の証人の言葉を借りれば、その経過を説明に行ったと。これは8月15日だったと伺っていますけども。経過というのは、一応、これの10日後に最終議決というんですか、組合の議決があったわけですから、10日前ということですね。こういったときに動かされて、何らやましいことがないという説明をして回ったというんですか、そういうようなことが、この行った理由ですと。こういうようなことで、ある程度、あのとき喚問しました3人の方は、そういうような内容で、妥当な判断、公正な判断とか、そういった表現で、一方に肩入れするような判断を求めに行ったのではありませんと、経過を説明に行ったんですと、こういうようなことで一致しました。

証人もそのために行ってもらったというような形になっていますけども、どうなんですかね、行ってもらったんでしょうか。

○証人（中村修一君） 行ってもらったというよりも、行くんであればそういう思いで行くんだらうなというふうには思います。それは同じなんです、みんな事務局の職員というのは、もうそれしか思っていないです。何でこんな、自分たち何も不正なんて身に覚えのない話をそこらじゅうで…、それしかないです。だから、中身のことをまだおっしゃるのはいいですけども、そんなところで疑念を持たれている、それはもう本当に切実な思いだったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 多数派工作ではないというような表現でありますけども、結果的に、議決を、やっぱり皆さんの苦心した流れの入札の最終議決の日でありましたので、気持ちとしては議決を求めるという気持ちはあったのではないかなと思うんですけども、そこらのところ。

○証人（中村修一君） 何というか、そういった要素を排除して御判断をいただきたい。それは、結果否決される、それはもう本当はおかしいと思っても、その事実があって、それは、逆にそうであれば、通常こちらからもう中止していますし、契約もしませんけども、そういった手続上瑕疵がない中でそれはできませんし、そういったことにならないようにという思いで、当然、提案する以上はお願いしたいというのがありますけども、それを強く、そこを求めたものではございません。そういうふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 組合議員でない方が3人、組合の事務局の方と一緒に同行したわけですね。これについては倫理的にはどう思われますか。

○証人（中村修一君） その根底が、組合事務局云々…一緒に、その経緯とか、私、分か

りませんけども、そういう事務局はとにかく、そういう機会がいただけるんならという、その一心だったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。

これで私からの主尋問は終わりたいと思います。

それでは次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） それでは、私のほうからも何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の100条調査で行われている疑義に関しましては、今、委員長のほうからもお話ありました令和3年の12月に一旦中断をしまして、入札公告について不正に改ざんされていないかということの確認を内部調査等で行われた。その後に、証人にも来ていただきました、森川氏より公正取引委員会に提出されたとされる文書の中身について、また確認していくと。事実関係を確認したいという、把握もしたいということの中で、組合議会のほうでも石川議長のほうが質問を管理者に対して行われたということ。その点も確認したいということで、森川氏が公取に出された文書の中身について、中村証人の立場で御存じのことがあるかどうかについて何点かお伺いをしたいと思います。

まず1点、令和4年3月に森川氏が公正取引委員会に出されたとされる文書の中には、新炉建設事業と新ごみ焼却施設の件で、令和3年1月頃に、玉田市議の呼びかけで佐々木市長と面談し、清水組との話の場を持ったというふうに文書の中では指摘をしています。そしてもう一点、先日の清水組の会長の証言からも、そうした内容であったということの証言もあったところであります。

また一方では、佐々木市長に関しては、選挙後の挨拶であったり、表敬の場としての会うたかもしれないけれどもということ、内容については否定をされているわけですが、いずれにしても、その会合が持たれたということについて、証人は御存じですか。

○証人（中村修一君） いや、全く知りません。

○8番（帰山明朗君） もう一点、その会合が行われたことを知っていないということの中で1点、お伺いしたいんですけども、その会合の中で、文書の中、清水証人の証言では、その場で、今回の新ごみ焼却施設建設事業について、市長から荏原製作所1社の参加では競争性が乏しく、入札を実施しても工事額が高くなるから高エネルギーで実績のあるメーカーと組んでぜひとも入札に参加してほしいと要請があったというふうに、文書では、そういうふうに指していますし、清水証人のほうからもそういう発言があったわけであります。

一方では、佐々木市長に関しては、会っているけれども、そのような話は一切なかったということ、食い違いがあるところなんですけども、そこで、中村証人のお立場の中で、そうしたことについて何か知り得た事実、もしくは知っていることというのがありますか。

○証人（中村修一君）　　ございません。

○8番（梶山明朗君）　　もう一点、既存のメーカーである荏原製作所よりも、全国で流動床に実績のある神鋼環境ソリューションに打診をするというのも、その場から起こった話であるというふうに言われておりますけれども、そうしたことについて、何か証人は知っている事実がありますか。

○証人（中村修一君）　　ございません。

○8番（梶山明朗君）　　中村証人に対しまして、公正取引委員会のほうから何か調査が行われた、もしくは何か尋ねられたということはありますか。

○証人（中村修一君）　　ございません。

○8番（梶山明朗君）　　最後に1点確認いたします。

これまで行われた清水証人への証言の中で、要求水準書が出てから神鋼環境ソリューション側に入札意欲がなくなったという趣旨の証言を、清水証人はされました。そうした中で、具体的にどういう修正があったり訂正があったさかいに、いわゆる入札の意欲が失われたかという質問に対しては、詳細は私は分からないというのが清水証人の発言であったんですけれども、そうしたことで、その証言の中では、いわゆる神鋼環境ソリューションが入札意欲を失うことにつながるような、そういう内容に変化したと、一方では証言があるわけなんですけれども、そのことについて証人の立場で何か認識はありますか。

○証人（中村修一君）　　思いでよろしいですか。

先ほどもちょっとお話しましたが、結果の点数を御覧いただければいいと思いますけれども、地元貢献、地域貢献のところを当初よりは厚くしている。ただ、隣接の市と全く同じ配点。それから、発電とか、今回、具体的に名前が出ているそこが得意とする部分、そこは、お隣の7点に対して私どものほうは11点ありますし、それから、いろんな御要望の中で、細かいところでは、いろんな私どもが発電とか、そういったことに対して重要視していますよ、そういう、どういうんですかね、くだりの部分は、今回の修正の中でもあると思いますけれども、十分に出ていると思っております。ですから、私どもは何を重視しているか、そういったところを——だから、それが、むしろ逆のことはあっても、そういうふうに断念をされるというような、逆の方向の決裁をされる要素は、私の思いからは、むしろないように思っております。それがどこかあれば、具体的に。

○8番（梶山明朗君）　　私からは、以上です。

○委員長（丹尾廣樹君）　　江端委員。

○2番（江端一高君）　　本日はありがとうございます。私のほうからも幾つか質問させていただきたいと思います。

定量化限度額についてお聞きしたいと思うんですが、先ほど証人の発言の中で、入札に関しては、影響がないんだと、点数配分に関しては影響がないというふうにちょっと私は認識したんですが、そのような認識でまずいいでしょうか。

○証人（中村修一君）　　定量化限度額が……

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） これを設定したことで、入札においてどちらかが有利になるような設定であったのではないというふうに認識をすればいいでしょうか。

○証人（中村修一君） そうですね、定量化限度額そのものが、設定する趣旨というのは、やはりダンピング防止ですよね。いわゆる過当競争で、それは最終的には、下請さん、いわゆる私どもが一番大事にしたい地元企業さん、そこへのしわ寄せが行く。企業さんのほうも、そういった意向は持たれていて、価格競争には加わりたくない。だから、そういう価格競争がないような案件にやはり応じられる。だから参入の中で、今回もヒアリングする中では、あるところからは、ぜひ設けてくれと。そういったことを定量化限度額——似たような形で、いわゆる失格になる失格標準額ってあるんですが、そこはもうそれを割ったらもう失格ですよという、どちらかを設けていただきたいと、そういうのを強く要望されてきたということを知っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 9月21日に行われた第3回選定委員会の議事録を見ますと、既にそのときに定量化限度額の議題が上がっているように私には見えたんですが、そうしますと、それ以前の段階で、いつ頃、どなたから、この定量化限度額について、またはその失格標準額ですか、こういったものを設けてほしいというような要望というか、何らかのアクションというのがあったんでしょうか。あったのであれば、それがいつ、誰から行われたのか、教えていただけますか。

○証人（中村修一君） 細かいあれですけど、もともとその定額限度額を設けるか、設けないかについては、基本的なところでの議論があったと思っています。ですから、第3回の前の第2回の選定委員会の中でも、何回も本当に——そのときはまだ設けない、要は価格競争ありきで、少しでも安ければそこが勝てるような、そういったところで想定していました。そこは何回も、議事録を見ていますと、本当にそれでいいのかなというのを、委員長先生もおっしゃっているくだりもあって、そういう議論がずっとありました。その中で、あと市町で、例えば鯖江市と越前町では事務レベルのそういう事前の打合せといいますか、相談会というか、検討会をやっています。そこでも本当にそれは、どうあるべきかというのはありましたし、いろんなそれこそコンサルさんの意見も聞きながら、どういうふうに影響するのかということも踏まえながら検討したと思っています。第3回の議事録にたしか書いてあったと思うんです。その市町での協議でもあったとか、そうした中で、最終的には、先ほども言いましたように、ある1社の方からは、ぜひ設けてほしいと。そこ……ないと価格……不当な競争になってしまうんで、地元のためにもならないし、参加するためには設けてほしい、そういう強い御要望があったというのを知っています。ただ、それがいつかどうかはあれですけど、多分価格のいろんなヒアリングとかの中だと思うので8月ぐらい……。ちょっと定かでないですけど、大分、この9月21日より前は前だったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

- 2番（江端一高君） そうしますと、時期はちょっと不確かであると。誰からかということに関しては、具体的な社名はお答えできないということですのでよろしいでしょうか。もしできないのであれば、今の証言を何か証明するような書類というのが組合側にないのか。あるのであれば、そういったものの提示が可能であるか教えていただけますか。
- 証人（中村修一君） 御要望というのは、いろんなヒアリングの中でやっている話で…。私も、御意見があったこと、それについては、私が聞いているのは、少なくとも両方からだったのかもしれませんが。ただ、私のはっきり聞いているのは、今回、手を挙げられなかった事業者さんからそこは強く、そういう価格競争には加わりたくないという御意向は、強く要望があったというふうには確認しております。
- 2番（江端一高君） それを証明する資料はありますか。
- 証人（中村修一君） 多分それ、要望が出されているかもしれませんが、そこはお求めいただければ、お答えできるかもしれません。ちょっと私ははっきりできないですけど。
- 2番（江端一高君） 私からは、以上です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。
- 1番（林下豊彦君） 特にありません。
- 委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。
- 14番（木村愛子君） 今の江端委員の続きですけれども、業者のほうとヒアリングの中で、価格、金額の競争ではなしに、非価格的要素、入札後の評価で勝負もできるんじゃないかと、そういう思いを受け止めるということで、できるんじゃないかという、具体的な金額ではないそういう評価のやり方というものを今、多分、神鋼じゃないのかなというふうにおっしゃられておりましたけれども、これは一般競争入札、2社が入ってこそ意味があるんであって、1社であった場合に、ここはもう、ほぼ決まったルールに基づいて進んでしまいましたよね、今回は。
- 証人（中村修一君） 定量化限度額を設定する趣旨は、いわゆるダンピング防止です。ですから、極端な低価格競争にならない、それを阻止するためということですので、むしろ、だからそういうことを望まない事業者さんは、それがあれば参入をされます。逆にそれがあると、価格競争が嫌と思われている企業さんは、もう手を挙げてこられません。だから、少しでも参加をしていただきたい。逆がいるかもしれません。すごく下げようと思っているのに、やられれば困るところが逆にあるとすれば、要は価格競争をどんどんやりたいて思われる方にとっては、マイナスになるのかもしれませんが。理屈の上では、そうなると思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。
- 14番（木村愛子君） 私のお尋ねしておりますのは、それは業者側から——事務局が考えたんじゃないくて、先ほどは何か事務局の知恵を出し合ったというふうな説明でした。というふうを受け止めております。江端委員の質問に対して、どちらかのメーカー、業者のほうから要望があったんだと思うと。ちらっと一言、手を挙げられなかったほうだったと思うというようなことをおっしゃられて、それをここで採用したわけですから…

…

○証人（中村修一君） いや、だから、それを採用したわけではございません。もともとそういう議論はありましたと。その中で、別にそれがあつたから採用したわけでは決してございませんし、競争を働かせるためには必要というのが、一般的なコンサルのアドバイスとかもございましたし、ほかのところもそうやっているところ、近隣のところは設けている。そこは、私どもが一番あれなのは、まず参加していただきたい、参加していただければ競争を、本当の意味での比較ができる。私ども仕様書というのは、もともと、さっきからおっしゃっているように、1社のために作っている仕様書ではないんです。複数社出ていただいて、初めて働くものなんです。全力を發揮できるといいますか……

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） ちょっとそのことをお聞きしているのでは……。それは議会でもそういう質問はお尋ねしておりますので、答弁もいただいております。結果的に、今のここら辺りのところも、要するに、一般競争入札といいながら1社しかなくて、多分、それはあつたらの話ですから、競争原理が働いていたならば、もう少し10億円も、18億円も、奥村先生の計算からいきますと、18億円ぐらいはもう軽く安くいったんじゃないのかなということがありますので、ここらあたりの責任というものは、非常に高いものになったという事実だけがありますよね、今、残っていますよね。

○証人（中村修一君） その要因が、何かそのルールの中で来ているものか、そこははっきり分からないと思います。私どもは、少しでも参入していただきやすいようにハードルを下げる、その努力の一環でいろんなことを設定しています。中立性、公平性、それと競争性、それをどうやって高めるか、それをずっと腐心しているんで、そういう意味では、それもその一環だというふうに思っております。競争性を損ねるために、そんなもん設定するわけではありませぬので、私どもが求める部分での競争を促進する、促進といえますかね。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） もう一点お願いします。

結果的な、今、結論を先に申し上げましたけれども、市長が当初、向こうの帰山委員は清水組との会長の話を出されておりましたけれども、玉邑証人の証言によりますと、ごみ問題をやっていこうということで、市長との調整、仲介を取ったというふうに玉邑議員ははっきりとこの場で明言されておりますので、そういうふうな動きは、副市長、組合議会とすれば副管理者ですけども、そういうふうな動きは知っておられたのかということをお尋ねしたいと思います。

○証人（中村修一君） 存じませぬ。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） それで、その当時、当初から、令和2年の11月ぐらいから、神鋼も入るといいんじゃないかという動きがあつたらしいんですけれども、証言によります

と、らしいんですけれども、今、荏原に落ちておりますね、荏原の仕事になっておりますね。令和5年度の組合議会の議案のちょっと説明を受けましたところで、荏原さんは今、鯖江の広域衛生組合の業務委託を受けていただいている業者さんですね。この新炉建設に当たりましては、荏原からの営業活動というのはいつ頃から始まっておりましたか。

○証人（中村修一君） 一切、私は受けていません。現場も、分かりませんが、私は聞いていません。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） いや、これまでの証言の中では、副市長も関わっていた、同席されていたという話も聞いておりますので、関わっていないということですね。

○証人（中村修一君） どこにですか、一切関わっていませんけど。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） まず池田町の議員のほうに行かれた件なんですけども、ちゃんと録音されたものが反訳されています。これは見えていますか。

○証人（中村修一君） いや、それは。録音を1回ここで聞かせていただいたことは、あのときに。

○10番（奥村義則君） その反訳された中で、まず最初に、管理課長がずっとしゃべっているんです、お二人の議員に。最後に、25日の定例会のときには妥当な御判断といいますか、それをちょっとお願いしたいなということで……、ちょっと分からん部分がありますが、させていただいた次第ですと、このように書かれています。これは8月25日の本会議で賛成に回ってほしいというような発言やと思うんですけども、私はそのように捉えます。

○証人（中村修一君） そのくだりだったら、私もここで聞かせていただきました。ただ、妥当な決議というのは、それぞれの御本人の心情に従ってで全然いいと思います。だから、それが妥当な決議だと思っていますので、イコール賛成、イコール反対では、私はないと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） これ、池田のほうに行くのにアポを取ったのが、8月12日なんです。これは管理課長のほうからもちゃんとそういう証言はもらっているんですけども、これ、どのような形でアポを取ったか内容は御存じですか。

○証人（中村修一君） いや、存じません。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 議員も玉邑議員、福原議員、そして越前町の佐々木副議長も一緒に行かれていますけども、組合議員でもありませんし、職員と議員が同行して行く。これ、経過説明に行ったって言っているんです。経過説明に行くのに何で議員が必要なんです。普通おかしいんじゃないかなと思うんですけど。

○証人（中村修一君） 私が、聞いているというか、認知している感じでは、行かれるん

で、経過のところについては分からないところもあるので、そこは事務局のほうからということをお伺ったというふうに聞いています。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） いずれにしても、普通、常識から考えれば、経過説明に行くのに、全く組合議員でもない議員が3人、まして越前町の議員まで行っていると。それは普通、おかしいと思うのが当然かなというふうに思うんですけども、私の認識がおかしいですか、これ。

○証人（中村修一君） いや、それは分かりませんが、先ほども申しましたように、私どもが、特に事務局の職員、やっぱり何とか誤解——私どもからすると誤解なんです。不正があったんじゃないかってずっとそれを疑われているような状況、それを何としても排除したい。それを排除した上で、御判断をいただきたい。それはもうずっと批判というか思いでございます。その思いを少しでもかなえられる、そういう機会ということ認識をしていたらと思っておりますし、私もそういう場であるだろうと思って、聞いていたと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 池田の議員に関しては、そもそも組合議員でありましたし、説明なんてずっと聞いていたんです。玉邑議員がおっしゃったのは、福井の議員のことをおっしゃったんです。要するに改選の中で、お二人の議員が新しくなったと。その議員のところには説明に行かないかと、何も分からないから説明に行かないかというようなことをおっしゃっていました。しかし、池田町に先に行っているんです。明るる日に福井市に行っています。これはもう職員と——玉邑議員は行っていませんけども、職員と、恐らく佐々木議員と福原議員が行ったのかなというふうに思いますけども、そういうふうな状況を考えますと、まず池田町に、もともと所属していた議員のところは何で行ったのかなと、それも不思議でかなわんのです。

○証人（中村修一君） 私もちよっとあれですけど、ずっと、今もそうですよね。委員の皆さんも、まだそこを今、疑っていらっしゃると思っております。だから、その状態なんです。ですから、さっきも言いましたけど、ある文書を全てで進めていらっしゃいますけども、だから、私もそこに書かれているのは違っているところがあったり、私どもは不正がない、それをお伝えしたい。結局、今、皆さんがこうやっているのと逆の立場で、違いますよ、その場があればというところの、その思いしかございませんので、決して他意はないと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 昨年12月の清水氏の証言の中で、こんなことをおっしゃっているんです。いわゆる、玉邑議員のほうから市長に会ってほしいと。要するに、ごみ焼却の件でというような話で、玉邑議員から会ったと。一遍は断っていると。また来たので、会ったということなんです。そして、神鋼と組んでやってほしいというような形になって、いわゆる玉邑議員もその中で動いているということをおっしゃっているんです。

副市長にも会っていると、清水組の会長は会っている、社長も会っているんじゃないかなど。それで、神鋼の営業マンも会っているというような発言もされています。

それで突然、夏ぐらいから玉邑議員の状況が変わったと。荏原側に寄った行動をしているというような発言もされているんです。その中で、玉邑議員のほうから申し訳なかったというような話もされたというようなことも、清水の会長はおっしゃっていたというふうに思いますけども、そういう状況の中で池田町に行ったのは、そんなことを考えていきますと、やはり多数派工作と捉えるのが普通でないかなと私は思うんです。

○証人（中村修一君） 清水組さんと、私、お会いしたことございませんので……

○10番（奥村義則君） 本当にないんですか。

○証人（中村修一君） はい。会長さんと全然、私、面識ございません。

○10番（奥村義則君） 社長ともないんですか。

○証人（中村修一君） 社長さんは、何というのかな、何か理由を説明してほしいというので1回、今回の同じような感じのところがありましたけど、その経過について心当たりないかということでおっしゃいましたけど、それは同じようにはないです、それだけです。

夏から荏原がとか、その辺については、全く私は関知していませんし、そんな思いもございませんし、何回も申し上げますけど、荏原さんとかどっちかというところが本当にあるのであれば、御指摘いただければいいです。そんなところ…、そんなふうにしようがないですし、今、出来上がった、よく御覧いただいて、じゃあどこがどういう理由でどっちに有利、そんなことが——もうあり得ないと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 最後に1点聞きますけども、昨年4月11日、この会場で組合の全員協議会がございました。そして、佐々木市長が議長から出された5つの事実確認ということで、全部それは事実でございませぬというような話になりましたよね。それは、副市長、知っていますよね、おられましたね。

○証人（中村修一君） はい。

○10番（奥村義則君） その夜、玉邑議員のお宅に、副市長、福原議員、そして越前町の副議長、集まっていますね。

○証人（中村修一君） 記憶がありません。かもしれませぬし、それは……。

○10番（奥村義則君） 記憶ないですか。

○証人（中村修一君） 具体的には覚えていませんけども。

○10番（奥村義則君） そんな4月11日という、誰もがその日というのは覚えてますし、その日の晩ですよ。

○証人（中村修一君） 今、記憶としてははっきりと覚えている自覚はございませんけど。

○10番（奥村義則君） 行ったかも分からない。

○証人（中村修一君） はい。行っているかもしれませぬけども、何かがあつて行ったとか、そんな覚えも…。記憶としてはっきりしたものは……

- 10番（奥村義則君） この件に関しては、私もちょっといろいろ調べさせてもらって、事実ということであれば、またいろんな形でお話しさせていただきたいなと思います。この場というんじゃないくて、そんな時間もないと思いますので。
- 証人（中村修一君） なんなりとまた、私も調べて、多分記録はあると思いますので、行っているのであれば、その日に行っている、行かないというのはお答えできると思います。ちょっと今はちょっと、そういう記憶はございませんので。
- 10番（奥村義則君） 分かりました。
以上です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） ちょっと先ほど江端議員もただしたことなんですけれども、重ねてお尋ねしておきたいという具合に思います。
この100条委員会を通じて、いろんな文書でありますとか、いろんなこうした証言なんかを得るという機会があったわけなんですけれども、とりわけその中において、先ほどテーマになっておりました定量化限度額の問題、それともう一つは、いわゆる評価点の配分の変更、こういうものについて説明はいろいろと聞いたわけなんですけれども、随分唐突な感を私としては否めないわけなんです。
先ほど、江端委員の尋問に対しては、この定量化限度額をいつ導入したんだという話については、あまり確かな記憶はなかったみたいですね。
- 証人（中村修一君） いや、9月15日の段階でもう決めていますから。
- 20番（菅原義信君） いや、だから、つまり9月の15日だとすると、9月23日が第3回の選定委員会……
- 証人（中村修一君） 23の段階、22ですかね。
- 20番（菅原義信君） 9月21日が第3回、だから最終の選定委員会が開かれて、その場では、提案された中身だったのかもしれないけれども、いずれにしても、事務局として定量化限度額という、そういう入札の方式を取ることについては、直前ですわね、そうするとね。
- 証人（中村修一君） 直前というか、1か月前ですかね。
- 20番（菅原義信君） 1か月って、1週間ほどしかないじゃないですか。9月21日ですから、今、9月14日とおっしゃったんですかね、15日とおっしゃったんですか。
- 証人（中村修一君） 何がですか、決めたのがですか。
ごめんなさい。21日の第3回の中で、選定委員会として定量化限度額を採用というふうに決めていると思います。その前の議論は、8月とかでやっている市町の会議とか、その前の第2回の中でも、そのときは、本当になくていいんですねということを、議事録とかで見ていると、そこでも議論を当然していますし、もともとそれはずっと、くすぶっているというか、どうするかというところは懸案でずっと持っていました。最終的に判断したのは9月……
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 分かりました。

今日午前中の証人尋問の中において、宮下前局長ですね、彼なんかも、ずっと私はできるだけ安い価格で仕事は仕上げたいと、こういう思いが非常に強かったと、こういうことをおっしゃっていたわけです。それは当然だと思うんです。公共施設を造るわけですから、できるだけ低価格で、やっぱり効率性の高いものを仕上げるとというのが、地方自治体にとっては一番大事な観点だという具合に思います。しかし、それが定量化限度額という、そういう概念というのは、つまり、いわゆる設計価格、132億円という設計価格を鯖江市は提示しましたね。これ以下の例えば応札があったとしても、例えば100億円だとか90億円だとか、評価を点数としては同じなんですわね。

○証人（中村修一君） そうです。

○20番（菅原義信君） つまり、先ほどから価格競争にはしたくないという話が出されておりましたけれども、だから午前中の宮下前局長の話を聞いていると、初めはできるだけ安く。だから価格競争になったほうがありがたいというような、そういうニュアンスの話をされていたわけですよ。ところが、言ってみれば、第3回、最終の選定委員会のほとんど直前になって、この定量化限度額という、そういう入札制度の部分を出してきたと。これ、なぜそうなのかなというの、どこでどうしてというのが非常に不可解だと。

それともう一つは、この間の奥村委員長も第3回の最終の選定委員会が終わってから変更点が幾つも出されてきたと。委員長判断でもってそれについてはオーケーを出すということになったんだという話をされていましたが、だからそういう点が、何か非常に直前になって、そういう、今までの立場と変わった、そういうものを出してきたと、事務局側が。だから、その点が随分不可解な点だと言わざるを得ないと思うんですね。つまり、この定量化限度額の問題にしても、点数の配分の仕方の変更の問題にしても、随分入札の在り方としては、基本に関わる部分じゃないですか。本当だったらもっとも、どうしようかこうしようかという段階で導入を図るかどうかということは、もっと早くから検討されてしかるべき、そういうテーマだったと思います。だから、それが突然に最終段階に至って変更されてしまうというところに、やはり疑念としては、やっぱり残ってしまうということがあると思うんです。その点について何かあればどうぞ。

○証人（中村修一君） 繰り返しになりますけれども、定量化限度額を設けるかどうか、この議論というか、それはずっと事務局でやっておりました。第2回は皆さんにお示ししていないかもしれませんが、御覧いただければ、そういったものを設けなくていいかというのは何回も——もともと私どもは、宮下前局長が言ったかもしれませんが、できるだけ安いほうがいいよね、それはございました。ただ、そうすると、その反面、要は応札していただける方が減ってしまう。一番は、まずそれがあっては元も子もない、その中で、どちらを選ぶかというのはずっと議論していました。第2回するときにもそういう中で、本当になくてもいいのかというような、特に委員長先生も、何回もそれは確認されていたかと思います。それもあって、その後もずっと引き続き、そのことにつ

いては、一旦そう決めたけども、内々で継続して話をしていました。それは市町の担当者の中でもそうですし、それから、コンサルさんにアドバイスもたしかいただいたとは思いますが。

そういう中で、最終的な判断としてこういうふうにということで、その後、議論、それを踏まえてこうしますということとか、その中で、第3回の議事録に全部その後の経過はお示ししてあるとおりで、唐突では決してございませんし、誰かが勝手に決めたのではありませんし、みんなですっとそれは悩みながら、委員会としても結論を出しました。

それから、立場が変わっているものは何もないです。今回5月から立ち上がっているんですね。短い期間でいろんな、仕上げていかないといけない。それは、もうそもそも尻尾が最終10月の何日か決まっている中で、そこは本当にタイトであったんです。最後の最後までやっぱり、少しでもよくなるようにというのを知恵を振り絞って、時間もかけてやった、それだけです。それが、そういうふうに、さっきの外から見るとそう映るのかもしれないけども、やっていたのは、もう職員一生懸命、どうやったら参加していただけるか、どうやったら公平性——何というか、皆さんが手を挙げていただけるような仕様書になるか、そこに腐心していました。それに、本当に一生懸命考えて、たくさん項目変更点といいますけど、基本的な方針は第3回の中でこうしようってやった、それから外れているものはないと思っております。ですから、その中で、事務的などところとか、具体的なマイナー的などところについての修正をやった、そういう認識でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 先ほど定量化限度額という、そういう入札方式の変更について提言したのは、先ほど入札を断念した、そっちのほうじゃないかという話をされていましたが、いづれにしても……

○証人（中村修一君） そういう話は、確認しています。

○20番（菅原義信君） ちょっとだから、普通ちょっと考えにくいんやね。それ逆のほうじゃないですか。

○証人（中村修一君） いや、私の聞いているのは、手を挙げられなかったところと聞いています。ほかがあったかどうかは知りませんよ。でも、そこは間違いなく、そこを強く要望されていました。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） それとね、コンサルタントから言われたって話がありますが、コンサルタントについては、先ほど委員長が尋問の中でちょっと利用されていましたけれども、証言みたいなものは取れているわけなんです。だからそれは確かめればすぐ分かることなんです。

それともう一つは、これは奥村先生自身が随分戸惑ったような、つまり、そういう最終の選定委員会が終わった後に、事務局の職員から説明に来られて、それで了承してく

れということと言われたということに対しては、随分、ちょっと全てを了解していたというのではなしに、いろいろと疑念を持たれたというか、そういう部分があるんだということについては、この場で証言をされているわけなんです。ですから、一生懸命やられた結果だと、最終ぎりぎりまで、改良に改良を重ねたんだという、そういう話をされていきましたけれども、なかなかその言葉そのものをすぐさま肯定できるかということ、なかなかそうはいかないということだけは申し上げておきたいという具合に思います。

以上です。

○証人（中村修一君） よろしいですか。それについては、私も、そういう意味では思いがございまして、先生の御質問に対して、先ほどここにもありました主たる営業所、その意味合いをちゃんと、恐らく御理解、お伝えしてない——だから普通の営業所を、いわゆる従たる営業所を加えたような印象を先生は持たれたんじゃないでしょうか。本店しか駄目というのであれば、何も変わらない、それですと。主たる営業所ってあそこへ書いたところで、だからあれは、私どもの中では、皆さんの比較表ありますよね、お渡ししましたよね。その中では、文書構成となっていると思うんです。それは何でかと言うと、意味が変わってないんですよ、全然。そこをより明確に言い替えているだけで、そこを営業所って取られたような御質問だったように私は聞いております。だからそれは、そんなこと書いておりませんので、それは完全に……

○20番（菅原義信君） その場面だけの話ではないんです。

○証人（中村修一君） その点については、先生も多分戸惑われたと思います。そういう認識ないことを聞かれれば。

○20番（菅原義信君） 以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） いいですか。

それでは以上で、中村修一氏に対する尋問は終了したいと思います。

本日は長時間にわたって御証言をいただき、誠にありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（中村修一君） ありがとうございました。

○証人（中村修一君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） 以上で、証人喚問は終わりとなりますが、その他何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、終結いたしたいと思います。

以上で、第13回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後5時25分